

## 日本道路公団

昨年1月末のPTの設置、組織（根拠、責任者、メンバー、指示復命関係及び作業経過、実績など（現在、公団内において調査中のもの）で結果判明事項を含む）

川本委員質問（前回委員会同委員提出資料）のうち、

- ・2003年6月以前の財務諸表作成の有無について
- ・2002年6月に発足したプロジェクトについて
- ・プロジェクトの中で行われた「勉強会」について
- ・「勉強会」で作成された資料について

今回委員会資料1「平成14年7月に作成されたとされる財務諸表に関する調査結果について」のとおり。

道路公団規程第12号

日本道路公団法人文書管理規程を次のとおり定める。

平成14年5月27日

日本道路公団  
総裁 藤井 治芳

日本道路公団法人文書管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 法人文書の管理（第6条—第8条）
- 第3章 法人文書の作成及び決裁等（第9条—第11条）
- 第4章 法人文書の整理及び保存（第12条—第23条）
- 第5章 秘文書（第24条—第25条）
- 第6章 雑則（第26条—第28条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本道路公団（以下「公団」という。）における法人文書の管理について必要な事項を定めることにより、事務処理の適正化及び能率の向上並びに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（用語の定義）

- 第2条 この規程及びこの規程に基づく規程、達等の適用を斉一にするため、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従う。
- 一 法人文書 公団の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、公団の役員又は職員が組織的に用いるものとして、公団が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
  - 二 電子法人文書 法人文書のうち電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）をいう。
  - 三 法人文書ファイル 能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接に関連を有する法人文書の集合物をいう。ただし、単独で管理することが適当と認められる法人文書については当該法人文書を法人文書ファイルとみなす。
  - 四 法人文書分類基準表 法人文書の分類及び適切な保存に活用するために第13条の規定に基づき作成される表をいう。
  - 五 支社等 日本道路公団組織規程（平成10年道路公団規程第12号）第176条第1項に規定する支社等をいう。
  - 六 事務所等 日本道路公団組織規程第196条第1項に規定する事務所等をいう。
  - 七 支社長等 日本道路公団組織規程第176条第1項に規定する支社長等をいう。
  - 八 課等 本社の室及び課、支社等及び事務所等（千葉管理事務所及び沖縄管理事務所を除く。）の課（支社等の室、工事事務所の工事区及び工事班並びに管理事務所の課に準ずる組織を含む。）並びに第4条に規定する総括文書管理者の指定したものをいう。
  - 九 主務課等 法人文書に記載された事案について最も深い関係を有する課等をいう。

(事務処理の原則)

第3条 公団の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成して行うこと並びに公団の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 公団の意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合
  - 二 処理に係る事案が特に軽微なものである場合
- 2 前項第1号に該当し、文書を作成せずに事務の処理をした場合にあっては、事後に、速やかに文書を作成しなければならない。

(法人文書の管理体制)

第4条 本社及び支社等に総括文書管理者を置き、本社、支社等及び事務所等に副総括文書管理者を置く。

2 本社、支社等及び事務所等の課等に文書管理者を置く。

(総括文書管理者等の職務)

第5条 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行う。ただし、必要に応じて、その事務を副総括文書管理者に委任できる。

- 一 法人文書分類基準表のとりまとめ、整備及び管理
  - 二 法人文書ファイル管理簿のとりまとめ、整備及び管理
  - 三 法人文書の管理に関する事務の指導及び監督並びに研修等の実施
  - 四 前3号に掲げるもののほか、法人文書の管理に関する事務の総括
- 2 副総括文書管理者は、総括文書管理者の命を受け、総括文書管理者を補佐する。
- 3 文書管理者は、次の事務を行う。
- 一 法人文書分類基準表及び法人文書ファイル管理簿のうち、課等の保有する法人文書に係る部分の作成
  - 二 課等の保有する法人文書の保存期間の延長又は廃棄
  - 三 前2号に掲げるもののほか、課等の保有する法人文書の管理に関する事務

第2章 法人文書の管理

(法人文書の管理の原則)

第6条 法人文書の管理は、主務課等において行う。

(法人文書の審査等)

第7条 本社において、総裁又は副総裁の決裁を要する法人文書及び総裁名義又は副総裁名義を使用する法人文書の審査は、総務部において行う。

- 2 本社において、次の各号に掲げる事項は、総務課において行う。
- 一 法人文書の受取り
  - 二 法人文書の発送
  - 三 規程、達、公示及び公告に関する決裁書の保存
- 3 支社等において、支社長等の決裁を要する法人文書及び支社長等名義を使用する法人文書の審査は、総務部において行う。
- 4 支社等において、次の各号に掲げる事項は、総務課において行う。
- 一 法人文書の受取り
  - 二 法人文書の発送
  - 三 支社等の規則及び公告に関する決裁書の保存
- 5 事務所等において、次の各号に掲げる事項は、庶務課（課を置かない場合においては、これに準ずる組織）において行う。
- 一 法人文書の受取り及び受付登録
  - 二 法人文書の発送登録及び発送
  - 三 事務所長の決裁を要する法人文書及び事務所長名義を使用する法人文書の審査
- 6 第2項、第4項及び前項の規定は、この規程に基づく達の定めるところにより主務課等において行うこととされたものについては、適用しない。

(簿冊の備付)

第8条 本社の総務課には次の各号に掲げるものを備える。

- 一 規程原簿
- 二 達原簿

- 三 公示原簿
- 四 公告原簿
- 五 郵便料金表示額記録簿
- 2 支社等の総務課には次の各号に掲げるものを備える。
  - 一 支社等の規則原簿
  - 二 支社等の公告原簿
  - 三 郵便料金表示額記録簿又は料金後納郵便差出簿
- 3 本社及び支社等の課等には、次の各号に掲げるものを備える。
  - 一 文書收受簿
  - 二 文書発送簿
- 4 事務所等には、次の各号に掲げるものを備える。ただし、第3号に掲げるものについては、料金後納の方法により郵送を行い難い場合においては、この限りではない。
  - 一 文書收受簿
  - 二 文書発送簿
  - 三 料金後納郵便差出簿

### 第3章 法人文書の作成及び決裁等

#### (法人文書作成の原則)

第9条 法人文書の作成は、原則として次の各号による。

- 一 文体は口語体とし、的確かつ簡潔に記載する。
  - 二 書式は漢字ひらがな交じり、左横書きとする。
  - 三 常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）に従う。
  - 四 数字は算用数字を用いる。
- 2 法人文書の作成に当たっては、作成担当課等、作成時期及び第16条第1項に定める法人文書の保存種別を明示しなければならない。

#### (決裁等)

第10条 事案の処理に当たり、権限を有する者の決裁を要し、関係者に了知を求めるため供覧を要し、又は報告（軽易なもので口頭で済むものを除く。）を要するときは、発議者は、別に定めるところにより、速やかに起案し、決裁、承認等を受けなければならない。

#### (法人文書の発送)

第11条 公団以外に法人文書を発送する場合には、日本道路公団公印規程（昭和32年道路公団規程第5号）の定めるところにより公印を押さなければならない。

### 第4章 法人文書の整理及び保存

#### (法人文書の整理及び保存)

- 第12条 法人文書は、散逸、消失、汚損、改ざん等のないよう整然と整理し、常にその所在並びに処理の経過及びその状況を明らかにしておくとともに、組織としての管理が適切に行い得る専用の場所で保存する。
- 2 法人文書を保存する場合は、保存の必要に応じ、当該法人文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の法人文書を作成して保存することができる。

#### (法人文書分類基準表)

第13条 文書管理者は、課等で保有する法人文書について、次に掲げる事項を記載した法人文書分類基準表を作成する。

- 一 法人文書分類基準（事務及び事業の性質・内容等に応じた系統的な法人文書の分類の基準をいう。）
  - 二 標準法人文書ファイル名（法人文書ファイルを内容及び保存期間に基づき標準化した類型の名称をいう。）
  - 三 保存期間
  - 四 備考
- 2 文書管理者は、課等の法人文書分類基準表を年に1回以上見直し、必要があると認めるときは、改定を行う。
- 3 総括文書管理者は、課等の法人文書分類基準表をとりまとめ、整備するとともに、これを管理するものとする。

## (法人文書ファイル)

- 第14条 主務課等において、法人文書（保存期間が1年以上のものに限る。）を取得し、又は作成した場合は、法人文書ファイルとしてまとめる。
- 2 法人文書ファイルは、必要に応じて、法人文書ファイル管理簿を調整の上、分割し、又は統合することができる。

## (法人文書ファイル管理簿)

- 第15条 文書管理者は、その課等で保有する法人文書ファイルごとに、次に掲げる事項（以下「書誌的情報」という。）を記載した法人文書ファイル管理簿を作成する。
- 一 文書分類
  - 二 法人文書ファイル名
  - 三 作成課等
  - 四 作成又は取得時期、保存期間及び保存期間満了時期
  - 五 媒体の種類
  - 六 保存場所
  - 七 管理担当課等
  - 八 保存期間満了時の措置結果
  - 九 備考
- 2 法人文書ファイルの保存期間の開始時期は、法人文書ファイルにまとめられた法人文書のうち第17条第1項の規定により定められた起算の日が最も新しいものの時期とする。
- 3 法人文書ファイルの保存期間の満了時期は、法人文書ファイルにまとめられた法人文書のうち保存期間の満了する日が最も遅いものの時期とする。
- 4 法人文書ファイルの保存期間は、第2項で定める時期から前項で定める時期までの期間とする。
- 5 書誌的情報が不開示情報（法第5条において規定される不開示情報をいう。以下同じ。）に該当するおそれがある場合には、当該不開示情報が明示されないよう措置しなければならない。
- 6 文書管理者は、課等の保有する法人文書に係る法人文書ファイル管理簿を年に1回以上更新する。
- 7 総括文書管理者は、課等の法人文書ファイル管理簿をとりまとめ、整備するとともに、これを管理するものとする。
- 8 法人文書ファイル管理簿は、法人文書の開示請求窓口において、一般の閲覧に供する。

## (保存種別)

- 第16条 文書管理者は、法人文書を作成し、又は取得した場合は、次に掲げる法人文書の保存種別に従い、当該法人文書について保存期間の満了する日を設定するとともに、当該法人文書を当該保存期間の満了する日までの間保存する。
- 第1類 30年
  - 第2類 10年
  - 第3類 5年
  - 第4類 3年
  - 第5類 1年
  - 第6類 1年未満で事務処理上必要な期間
- 2 前項の法人文書の区分は、別表に定めるところによる。
- 3 一つの法人文書ファイルにまとめられた法人文書の保存期間の満了時期については、第1項の規定にかかわらず、第15条第3項に定める当該法人文書ファイルの保存期間の満了時期とする。

## (保存期間の起算)

- 第17条 前条第1項に掲げる第1類から第5類までに属する法人文書の保存期間は、作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。ただし、これにより難い場合は、作成又は取得の日以降の適切な日とする。
- 2 前条第1項に掲げる第6類に属する法人文書の保存期間は、作成又は取得の日から起算する。

## (保存期間の延長)

- 第18条 保存期間が満了した法人文書について、主務課等の文書管理者は、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて、保存期間の延長をすることができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の規定により法人文書の保存期間を延長した際には、新たな保存期間及びその開始日を明示しなければならない。

- 3 次に掲げる法人文書については、保存期間の満了する日以後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間、保存期間を延長する。この場合において、一の区分に該当する法人文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとする。
- 一 現に監査、検査等の対象となっている法人文書 当該監査、検査等が終了するまでの間
  - 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる法人文書 当該訴訟が終結するまでの間
  - 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされる法人文書 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
  - 四 開示請求があった法人文書 開示決定又は不開示決定の日の翌日から起算して1年間

(マイクロフィルム文書)

- 第19条 本社又は支社等の作成又は取得した法人文書のうち、第16条第1項に掲げる第1類及び第2類に属するものについては、当該法人文書をマイクロフィルムに撮影したもの（以下「マイクロフィルム文書」という。）を、第12条第2項の規定により、当該文書に代えて保存することができる。
- 2 前項の規定に基づき保存するマイクロフィルム文書は、原本である法人文書と同一の効力を付与されたものとし、その保存種別及び保存期間は、第16条第1項に規定する当該原本である法人文書の保存種別及び保存期間と同一とする。
- 3 第1項の規定により法人文書に代えてマイクロフィルム文書を保存する場合においては、第21条第2項の規定による総裁の承認を得ることなく当該原本である法人文書を保存期間の満了前に廃棄することができる。ただし、原本である法人文書をなお保存することが特に必要と認められる場合はこの限りでない。
- 4 第1項から前項までに定めるもののほか、マイクロフィルム文書の作成、保存等に関し必要な事項は別に定める。

(電子法人文書の保存)

- 第20条 電子法人文書の保存に当たっては、以下の記録媒体によりこれを行うこととする。
- 一 フレキシブルディスクカートリッジ
  - 二 光ディスク
  - 三 光磁気ディスク
- 2 電子法人文書の保存に当たっては、記録媒体の経年劣化等による消失及び変化等を防止する措置を講じるとともに、電子法人文書又は当該文書の書誌的情報の内容を必要に応じ、電子計算機等を用いて直ちに表示できるよう措置する。

(保存文書の廃棄)

- 第21条 保存期間の満了した法人文書は、当該法人文書の主務課等の文書管理者が廃棄する。
- 2 主務課等の文書管理者は、法人文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由がある場合は、総裁の承認を得て廃棄することができる。この場合において、廃棄した法人文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成する。
- 3 主務課等の文書管理者は、法人文書を廃棄した場合は、当該法人文書ファイル管理簿に係る事項は、その処理が終わった日の翌日から起算して5年が経過した後、その記録を削除する。
- 4 不開示情報が含まれている法人文書については、当該不開示情報が漏えいすることがないように廃棄しなければならない。

(他の道路管理者への法人文書の引継ぎ)

- 第22条 料金徴収期間の満了等により道路を他の道路管理者に引き継ぐ場合においては、これに関係する法人文書を他の道路管理者に引き継ぐことができる。

(組織の改廃に伴う法人文書の引継ぎ)

- 第23条 支社等、事務所等又は主務課等が改廃されるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組織に対し法人文書の引継ぎを行わなければならない。
- 一 改廃される組織が所掌している事務を新たに所掌する組織（以下「引継組織」という。）がある場合 引継組織
  - 二 引継組織がなく、かつ、当該法人文書を業務運営上必要とする組織（以下「業務上関連組織」という。）がある場合 業務上関連組織
  - 三 引継組織がなく、かつ、業務上関連組織がない場合 改廃される組織の所属する本社又は支社等の

総括文書管理者が指定する組織

## 第5章 秘文書

(秘密の保全)

第24条 法人文書のうち、特に秘密の保全を要するため、関係者以外の者に知らせてはならないと認められ、かつ、不開示情報に該当する可能性があると認められる部分を含む法人文書（以下「秘文書」という。）については、他の法人文書と区別して取り扱い、当該法人文書の処理に直接関係のある者以外の者には、その内容を漏えいしてはならない。

(秘文書の指定)

- 第25条 秘文書の指定は、指定者（本社にあつては室長又は部長、支社等にあつては支社等の長）が行う。
- 2 秘文書の指定は、当該文書に「秘」と表示するとともに、秘文書を交付する者と秘文書の内容を知らせてもよい者の範囲（以下「秘文書対象範囲」という。）及び秘文書として取り扱うことが必要な期間（以下「秘文書取扱期間」という。）を明らかにして行う。
  - 3 指定者は、その指定した秘文書の秘文書取扱期間が経過する前に、その秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除することができる。
  - 4 指定者は、その指定した秘文書の秘文書取扱期間が経過する前に、必要に応じ、秘文書対象範囲を拡大又は縮小並びに秘文書取扱期間を延長又は短縮することができる。
  - 5 指定者は、第1項の指定、第3項の指定の解除並びに前項の秘文書対象範囲の拡大又は縮小並びに秘文書取扱期間の延長又は短縮をしたときは、当該法人文書に関係する者にその旨通知する。

## 第6章 雑則

(文書管理規程の閲覧)

第26条 この規程は、本社及び支社等に備え置き、一般の閲覧に供する。

(規程の細目)

第27条 この規程に定めるもののほか、公団の法人文書の管理に関する必要な細目は、本社にあつては総裁、支社等にあつては支社長等がそれぞれ定める。

(法令の規定による特例)

第28条 法律及びこれに基づく命令の規定により、法人文書の分類、作成、保存、廃棄その他の法人文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによる。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成14年6月10日から施行する。ただし、第15条第8項及び第26条の規定は、法の施行の日から施行する。

(日本道路公団文書処理規程等の廃止)

第2条 次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 日本道路公団文書処理規程（昭和31年道路公団規程第19号）
- 二 日本道路公団文書保存規程（昭和43年道路公団規程第1号）

別表(第16条関係)

保存期間	法人文書の区分	区分に該当する法人文書の類型
第1類【30年】	事業運営上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁書等	
	規程、達、支社等の規則、法令に基づく公示等に関する決裁書等	
	国土交通大臣の命令、通達等に関するもの	
	国土交通大臣の許可、認可、承認等に関する決裁書等	
	国土交通大臣及び道路管理者の権限の代行に関する決裁書等	
	日本道路公団を当事者とする訴訟の判決書等	訴状・判決書・和解調書・調停調書
	原簿、台帳等基本となる帳簿で特に重要なもの	法人文書ファイル管理簿 決裁書の管理を行うための帳簿
	公印の調製及び廃棄に関する決裁書等	
	予算、決算、支出負担行為、出納及び債権管理に関する決裁書等で特に重要なもの	道路債券の発行又は資金の借入れ及びこれらの償還に関する文書 不動産の補償に関する契約書等 不動産の権利関係を表すもので重要なもの
	土地収用法に関するもので重要なもの	収用委員会の裁決等に関するもの
	職員の任免、賞罰、勤務管理、給与等に関するもので特に重要なもの	
	工事の完成図	
	上記に掲げるもののほか、これらの文書と同程度の保存期間が必要であると認められるもの	総裁の権限の委任に関する決裁書等 有料道路の管理の引継に関するもの 独立行政法人登記令に基づく変更登記手続のための決裁書等
第2類【10年】	所掌事務遂行上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁書等	
	規程及び達の解釈又は運用の基準を決定するための決裁書等	通達に関する決裁書
	土地収用法に関するもの(第1類に掲げるものを除く。)	土地収用法により国土交通大臣、都道府県知事、収用委員会、市町村長又は関係人に提出することとされているもの
	予算、決算、支出負担行為、出納及び債権管理に関する決裁書等で重要なもの	支出及び収入を証する書類で重要なもの 不動産以外の補償に関する契約書等 不動産の権利関係を表すもの(第1類に掲げるものを除く。)
	職員の任免、賞罰、勤務管理、給与等に関するもので重要なもの	
	原簿、台帳等基本となる帳簿で重要なもの	
	外部機関との協議及び協定に関する決裁書等	
	上記に掲げるもののほか、これらの文書と同程度の保存期間が必要であると認められるもの	
第3類【5年】	所掌事務に係る意思決定を行うための決裁書等	
	所掌する事務の方針若しくは計画に関するもの	
	報告、届出又は上申に関する決裁書等で特に重要なもの	公団の業務の状況に関する報告書
	調査、試験及び研究の結果が記録されたもの	事業運営上の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の結果報告書
	予算、決算、支出負担行為、出納及び債権管理に関する決裁書等(第1類及び第2類に掲げるものを除く。)	支出及び収入を証する書類(第2類に掲げるものを除く。)
	職員の任免、賞罰、勤務管理、給与等に関するもので軽易なもの	
	監査等の結果に関するもの	
	原簿、台帳等基本となる帳簿で軽易なもの	受付若しくは発送した文書の管理を行うための帳簿
上記に掲げるもののほか、これらと同程度の保存期間が必要であると認められるもの		



## 別表(第16条関係)

保存期間	法人文書の区分	区分に該当する法人文書の類型
第4類【3年】	所掌事務上の定型的な事務に係る意思決定を行うためのもの	研修実施計画
	事業運営または所掌事務遂行上参考とした事項が記録されたもの	予算要求説明資料
	契約の根拠となるもの	施行伺
	契約の履行に関するもの	しゅん功検査に関するもの
	職員の任免、賞罰、勤務管理、給与等に関するもので特に輕易なもの	
	原簿、台帳等基本となる帳簿で特に輕易なもの	
	報告、届出又は上申に関する決裁書等で重要なもの	
	上記に掲げるもののほか、これらの文書と同程度の保存期間が必要であると認められるもの	
第5類【1年】	所掌事務上の輕易な事項に係る意思決定を行うための文書	事務連絡
	事案照会・依頼に関するもの	
	広報に関するもの	
	報告、届出又は上申に関する決裁書等(第3類及び第4類に掲げるものを除く。)	
第6類【1年未満で事務処理上必要な期間】	随時発生し、短期に廃棄するもの	
	1年以上の保存を要しないもの	

注 1 法令等により別の定めがあるものは、当該法令に基づくものとする。

2 「区分に該当する文書の類型」欄は例示であり、法人文書に記載されている情報の内容によっては、他の区分に該当する場合があります。

3 文書管理者は、許認可等の有効期間等意思決定に係る法人文書の効果が存続する期間を保存期間として設定することができる。

4 本表で例示した類型以外の法人文書については、本表の保存期間区分を参考に必要な保存期間を設定する。

2003年6月にご提出いただいた財務諸表について  
その内容について早急に第三者機関のチェックを受けていただき  
たい。

財務諸表の第三者監査概要とスケジュール

日本道路公団

民間企業並財務諸表については、国土交通大臣から監査法人による監査を受けるよう指示があり、先般7月30日に当該業務を実施する監査法人を競争入札により新日本監査法人に決定し、平成15年8月31日までに監査(検証)結果の報告書を受け、その後、速やかに結果を公表する予定にしている。

今回実施する内容は、会計の専門家である監査法人が独立した第三者の立場から、「中間整理」(平成15年6月6日 財務諸表検討委員会)の会計処理方法の考え方に沿って民間企業並財務諸表の道路事業固定資産計上額が算定されているか、その計算過程 結果について検証を行うものである。

(詳しくは今回委員会資料1「日本道路公団(JH)の民間企業並財務諸表〔試算値〕の監査法人による監査について(平成14事業年度)」参照のこと。)

## 6月公表の財務諸表について

### 日本道路公団

#### 1 路線別データの提出

民間企業並財務諸表における損益計算書は、現行決算の損益計算書をベースに、新たに道路減価償却費の計上、消費税の税抜き、非原価算入項目（土地に係る金利等）の費用化及び退職給付引当金の年金部分の計上などの修正を行い作成したものであり、この修正計上した項目は路線別データの把握を行っていないことから、路線別資料の作成は出来ない。

#### 2 フローチャート

今回の民間企業並財務諸表作成手順のフローチャートは、**別添1**のとおり。

#### 3 道路資産について費用化すべきの非原価算入項目（土地にかかる金利等）は、営業中高速道路一般有料道路別でそれぞれいくらであったか。

民間企業並財務諸表における道路資産の価額は、「(減価償却後)再調達原価」に基づき評価した資産額であり、これは、個別資産ごとに現時点で新たに取得すると仮定した場合の取得原価を求め、それを各資産の取得後の経過期間に応じて減価償却を行い算定しているところ。

再調達原価を構成する具体的な費用内訳は、道路事業固定資産の非償却資産については、下表のとおり。

土地にかかる金利は、再調達原価の構成要素でなく、資産計上されていない。

道路事業固定資産の非償却資産の再調達原価の構成要素

土地代		補償費	測量費等	用地事務委託費	埋蔵文化財発掘調査費	労務及びその他経費	再調達原価
公的土地価額指標による価格	棚卸数量 ( $m^2$ )						

#### **4 償却資産にかかる建設中金利の路線別データの提出**

償却資産にかかる建設中金利は、道路建設仮勘定に含まれるが、道路建設仮勘定については、

路線の各年度の投資額は把握できること。

また、供用に伴い道路資産へ振替整理することとなるが、その際の路線別の振替額は把握できること。

ただし、上記の振替額について、投資年度別の把握はできないこと。(共用路線・区間の投資年度が複数年にわたるため。)

から、道路建設仮勘定の路線別・年度別の残高を把握することができない。

従って、償却資産にかかる建設中金利の路線別データの算出に必要な基礎値である道路建設仮勘定の路線別・年度別投資額が求められないことから、それに各年度の調達金利を乗じて算出する金利の路線別データも求めることはできない。

#### **5 土地にかかる金利のみをどのように算出したのか(算出方法)**

土地にかかる金利分については、現行財務諸表の道路建設仮勘定(金利相当額)の期末残高を土地(用地及補償費)と構造物等(用地及補償費以外)の金額の割合で配分し算出した。

## 6 勘定科目の詳細な内訳、勘定科目対比表、外注額について(外注費の取扱い)

勘定科目の詳細な内訳について

勘定科目の内訳は別添 2のとおり。

ただし、高速道路 一般有料道路別の内訳については、民間企業並損益計算書については、現行決算の損益計算書をベースに、新たに道路減価償却費の計上、消費税の税抜き、非原価算入項目(土地に係る金利等)の費用化及び退職給付引当金の年金部分の計上などの修正を行い作成したものであるが、その修正項目は高速道路 一般有料道路別の把握をしておらず、全体で一括して修正していることから、当該資料の作成はできない。

勘定科目対比表について

平成 15年 7月 22日資料整理番号 87 (別添 3) 民間企業並財務諸表と現行財務諸表の勘定科目対比表」で提出済。本資料では別添 3(参考)のとおり。

外注額について(外注費の取扱い)

民間企業並財務諸表の道路管理費は、外注費である維持管理費及び業務管理費(一部除く。)のほかに、改良費の収益的支出相当額及び管理事務所人件費相当額が計上され、一方、各々にかかる消費税相当額を控除した額である。

このうち、控除する消費税相当額の算定は、費用内訳毎の消費税額がわからないため、道路管理費全体の平均税率を用いて算出しているため、外注費の消費税相当額控除後の金額は把握できない。

別添1

## 民間企業並損益計算書の主な勘定科目における作成手順

民間企業並財務諸表は、例えば損益計算書については現行決算の損益計算書をベースに、新たに道路減価償却費の計上、消費税の税抜き、非原価算入項目（土地に係る金利等）の費用化及び退職給付引当金の年金部分の計上などの変更を行い作成したものであり、この修正計上した項目は路線別の把握を行っていないため、路線別データは算出できない。

ただし、道路減価償却費については、道路資産を「(減価償却後)再調達原価」により評価を行う際に路線の特定を行っていることから、路線別データの把握ができる。

また、道路料金収入については、消費税の税抜き修正が必要となるが、料金収入には不課税の駐留軍収入も含まれるものの、道路料金収入に占める割合が0.05%(約11億円)と極めて僅少であることから、一律に同一消費税率を用いて消費税相当額を算定、控除することとし、路線別データの把握を可とした。

## ・収益

道路料金収入	<b>路線別データの把握</b>	
現行損益計算書		20,548億円
消費税相当額の控除		
民間企業並損益計算書		19,571億円

## ・費用

道路管理費	<b>路線別データの把握</b> ×	
現行損益計算書		3,204億円
改良費の収益的支出相当額の加算		
管理事務所人件費相当額の加算		
消費税相当額の控除、等		
民間企業並損益計算書		4,024億円

道路減価償却費	<b>路線別データの把握</b>	
道路資産を「(減価償却後)再調達原価」により評価を行い、減価償却を実施		
民間企業並損益計算書		6,541億円

営業外費用(金利等)	<b>路線別データの把握</b> ×	
現行損益計算書		6,113億円
非原価算入項目(土地にかかる金利等)の加算		
消費税相当額の控除、等		
民間企業並損益計算書		6,545億円

民間企業並財務諸表の内訳

貸借対照表

(単位:億円)

勘定科目	計上金額	内訳
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2,126	
未収通行料金	679	
未収入金	57	
受託業務立替金	1,408	
仮払金	95	
その他の流動資産	34	原材料・貯蔵品(34)、前払費用(1)、未収収益(0)
貸倒引当金	0	
固定資産		
A 道路事業固定資産		
1 道路		
(高速道路事業)		
(1)有形固定資産		
建物	3,579	
減価償却累計額	1,587	
構築物	264,076	
減価償却累計額	83,136	
機械及び装置	14,637	
減価償却累計額	9,056	
工具・器具及び備品	0	
減価償却累計額	0	
土地	62,718	
(2)無形固定資産		
その他の無形固定資産	44	
(一般有料道路事業)		
(1)有形固定資産		
建物	1,102	
減価償却累計額	223	
構築物	36,632	
減価償却累計額	9,105	
機械及び装置	2,397	
減価償却累計額	1,143	
車両及び運搬具	0	
減価償却累計額	0	
工具・器具及び備品	1	
減価償却累計額	0	
土地	10,802	
(2)無形固定資産		
その他の無形固定資産	11	
2 道路建設仮勘定		
(高速道路事業)	38,746	
(一般有料道路事業)	3,180	
B 関連事業固定資産		
1 有形固定資産		
建物	46	
減価償却累計額	30	
構築物	5	
減価償却累計額	1	
機械及び装置	10	
減価償却累計額	8	
工具・器具及び備品	0	
減価償却累計額	0	
土地	59	
C その他の固定資産		
1 有形固定資産		
建物	2,949	
減価償却累計額	683	
構築物	85	
減価償却累計額	67	
機械及び装置	1,744	
減価償却累計額	887	
車両及び運搬具	786	
減価償却累計額	563	
工具・器具及び備品	114	
減価償却累計額	91	
土地	656	
建設仮勘定	20	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	21	
その他	4	

注:単位未満を端数処理しているため、計が合わない場合がある。

## 民間企業並財務諸表の内訳

貸借対照表

(単位:億円)

勘定科目	計上金額	内訳
D 投資その他の資産		
関係会社株式	307	
長期貸付金	237	転貸資金貸付金(4)、社会資本整備事業開発者負担割賦元金(232)
その他の投資	95	敷金・保証金(68)、その他の資産(28)
貸倒引当金	4	
繰延資産		
債券発行費	23	
債券発行差金	216	
(負債の部)		
流動負債		
1年以内に償還予定の道路債券	24,485	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,346	
未払金	3,402	
未払費用	1,440	
前受金	2,039	
預り金	10	
賞与引当金	29	
受託業務預り金	1,453	
その他の流動負債	40	受入保証金
固定負債		
道路債券	145,926	
長期借入金	93,773	
長期未払金	10,074	
退職給付引当金	1,381	
特別修繕引当金	27	
その他の固定負債	5	転貸資金借入金(4)、その他の固定負債(1)
(資本の部)		
資本金	22,849	
利益剰余金	34,833	

注:単位未満を端数処理しているため、計が合わない場合がある。



民間企業並財務諸表と現行財務諸表の勘定科目対比表

貸借対照表	
民間企業並財務諸表 勘定科目	現行決算 勘定科目
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	現金・預金
未収通行料金	未収金
未収入金	未収金
受託業務立替金	受託業務前払金
仮払金	仮払金
その他の流動資産	原材料・貯蔵品 前払費用 未収収益
貸倒引当金	貸倒引当金
固定資産	
A 道路事業固定資産	
1 道路	道路
(高速道路事業)	(高速道路)
(1)有形固定資産	
建物	
減価償却累計額	
構築物	
減価償却累計額	
機械及び装置	
減価償却累計額	
工具・器具及び備品	
減価償却累計額	
土地	
(2)無形固定資産	
その他の無形固定資産	
(一般有料道路事業)	(一般有料道路)
(1)有形固定資産	
建物	
減価償却累計額	
構築物	
減価償却累計額	
機械及び装置	
減価償却累計額	
車両及び運搬具	
減価償却累計額	
工具・器具及び備品	
減価償却累計額	
土地	
(2)無形固定資産	
その他の無形固定資産	
2 道路建設仮勘定	道路建設仮勘定
(高速道路事業)	(高速道路)
(一般有料道路事業)	(一般有料道路)
B 関連事業固定資産	
1 有形固定資産	
建物	駐車場
減価償却累計額	
構築物	附帯事業施設
減価償却累計額	
機械及び装置	高速道路関連施設
減価償却累計額	
工具・器具及び備品	
減価償却累計額	
土地	
C その他の固定資産	
1 有形固定資産	
建物	建物
減価償却累計額	その他の有形固定資産
構築物	構築物
減価償却累計額	
機械及び装置	機械・装置
減価償却累計額	
車両及び運搬具	車両・運搬具
減価償却累計額	
工具・器具及び備品	工具・器具・備品
減価償却累計額	
土地	土地
建設仮勘定	建設仮勘定

民間企業並財務諸表と現行財務諸表の勘定科目対比表

貸借対照表	
民間企業並財務諸表 勘定科目	現行決算 勘定科目
2 無形固定資産	
ソフトウェア	対応科目なし
その他	無形固定資産
D 投資その他の資産	
関係会社株式	関係会社株式
長期貸付金	転貸資金貸付金 社会資本整備事業開発者負担割賦元金
その他の投資	敷金 保証金 その他の資産
貸倒引当金	貸倒引当金
繰延資産	
債券発行費	債券発行費
債券発行差金	債券発行差金
(負債の部)	
流動負債	
1年以内に償還予定の道路債券	道路債券
1年以内に返済予定の長期借入金	長期借入金
未払金	未払金
未払費用	未払費用
前受金	前受金
預り金	預り金
賞与引当金	賞与引当金
受託業務預り金	受託業務前受金
その他の流動負債	受入保証金
固定負債	
道路債券	道路債券
長期借入金	長期借入金
長期未払金	割賦未払金
退職給付引当金	退職給与引当金
特別修繕引当金	特別修繕引当金
その他の固定負債	転貸資金借入金 その他の固定負債
(資本の部)	
資本金	資本金
利益剰余金	道路事業損失補てん引当金 償還準備金 利益剰余金

民間企業並財務諸表と現行財務諸表の勘定科目対比表

損益計算書	
民間企業並財務諸表 勘定科目	現行決算 勘定科目
道路事業営業利益	
1 営業収益	
(1) 道路料金収入	道路料金収入
(2) その他の営業収入	業務雑収入 道路建設受託業務収入 その他の受託業務収入
2 営業費用	
(1) 道路管理費	道路管理費
(2) 道路減価償却費	対応科目なし
(3) その他の営業費用	一般管理費 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入 減価償却費 貸倒引当金繰入 特別修繕引当金繰入
関連事業営業利益	
1 営業収益	
(1) 関連事業営業収入	駐車場料金収入 附带事業施設収入 高速道路関連施設収入
(2) その他の営業収入	業務雑収入 道路建設受託業務収入 その他の受託業務収入
2 営業費用	
(1) 関連事業管理費	駐車場管理費 附带事業施設管理費 高速道路関連施設管理費
(2) 関連事業減価償却費	駐車場減価償却費 附带事業施設減価償却費 高速道路関連施設減価償却費
(3) その他の営業費用	一般管理費 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入 減価償却費 貸倒引当金繰入
営業外収益	
1 受取利息	受取利息
2 工事負担金受入額	資産見返負担金 (B/S科目当年度増加額)
3 その他の営業外収益	雑益
営業外費用	
1 債券利息	債券利息
2 支払利息	借入金利息 割賦未払金利息
3 債券発行差金償却	債券発行差金償却
4 債券発行費償却	債券発行費償却
5 その他の営業外費用	債券事務費 調査費償却 雑損
特別損失	
無料開放損	対応科目なし
当期純利益	道路事業損失補てん引当金繰入 償還準備金繰入 当期利益金
当期未処分利益	道路事業損失補てん引当金 償還準備金 利益剰余金

## 現行方式と民間企業並財務諸表の増減 (損益計算書)

(単位:億円(四捨五入))

勘定科目	現行 A	民間企業並 B	増減額 B-A	主な増減理由
営業費用	4,189	11,365	7,176	
道路管理費	3,204	4,024	820	改良費の収益的支出相当額、管理事務所人件費の計上等による増加
道路減価償却費	-	6,541	6,541	道路減価償却費の計上による増加
その他(注1)	985	799	186	
引当金等繰入(注1)	8,838	-	8,838	
道路事業損失補てん引当金繰入	372	-	372	
償還準備金繰入	8,466	-	8,466	
営業外費用	6,113	6,545	431	非原価算入項目(土地にかかる金利等)等の増加
特別損失	1,579	15	1,563	
当期純利益	21	1,876	1,856	
計	20,739	19,801	939	
営業収益	20,702	19,733	969	
道路料金収入	20,548	19,571	978	消費税の控除による減少
その他(注2)	153	162	9	
営業外収益	38	68	30	
計	20,739	19,801	939	

(注1) 「営業費用」の「その他」は、現行損益計算書の「事業資産管理費(道路管理費を除く。）」、「一般管理費」、「貸倒引当金繰入」、「特別修繕引当金繰入」及び「事業資産減価償却費(道路以外)」を計上している。

(注2) 「営業収益」の「その他」は、現行損益計算書の「業務収入(道路料金収入を除く。）」及び「受託業務収入」を計上している。

(注3) 単位未満を端数処理しているため、計が合わない場合がある。

民間企業並財務諸表の作成に係る体制強化について

日本道路公団

(単位:億円)

区分	内容	
		計
構築物関係	標準的単金の作成業務及びH14開通区間の取得原価による評価作業	15
	供用区間の構築物の資産毎の棚卸及び評価作業	8
土地関係	土地の評価等に係る作業	4
マニュアル関係	資産評価のためのマニュアル作成	0.5
合 計		27.5

今年度作業を含む

各公団が今回の財務諸表の作成に要した経費とその内訳
---------------------------

**首都高速道路公団**

(答)

首都公団が今回の財務諸表の作成に要した経費は404百万円である。

内訳は、

監査法人との契約	36百万円(注1)
道路資産価額の把握	366百万円(注2)
退職給付債務等の計算	2百万円

となっている。

(注1) 監査法人との契約には、平成14年8月の中間整理等を踏まえて平成14年度から導入した法定決算の監査業務に係る経費を含む。  
(平成14年度 13百万円、平成15年度 23百万円)

(注2) 道路資産価額の把握には、企業会計基準に対応するための新財務会計システムの構築費用を含む。なお、15年度契約については当初の予定金額を計上しており、確定額ではない。  
(平成14年度 52百万円、平成15年度 314百万円)

<参考>

上記には含んでいないが、民営化に向けて不動産(土地)の時価評価にも平成14年度から着手しており、

平成14年度 当公団の実状に則した土地の評価手法の検討 6百万円

平成15年度 14年度の検討結果を踏まえ標準画地の設定  
及び当該画地の土地価格査定の実施(予定)100百万円(当初予定)

を執行している(契約先 (財)日本不動産研究所)。

## 阪神高速道路公団

今回の平成14年度財務諸表の作成にあたり要した経費とその内訳は下記のとおりである。

	金額 (百万円)
監査法人との契約	24
資産評価関係	113
計	137

(注)

監査法人との契約には、法定財務諸表監査 (平成14年度) に要した費用を含む。

(参考)

今後、企業会計基準に対応するための新会計情報システムの構築費、民営化に向けた土地価格に関する評価諸費等を執行する予定である。

## 本州四国連絡橋公団

今回の財務諸表の作成に要した経費とその内訳は次の通り。

(単位 :百万円)

	項 目	金額
	内 訳	
道路資産評価に係る費用	道路資産評価作業方法 (マニュアル) 作成	7
	償却資産の評価作業	51
	土地の評価作業	6
	(小 計)	64
財務諸表作成支援に係る費用		13
	合 計	77

別納割引制度に関する見直し方針、今般の各種不祥事事件に照らした対応

## 国土交通省

1. 別納割引制度は、生活物資関連輸送を担う多数の物流事業者によって利用されている等、高速道路の料金割引制度として定着しており、大口利用者の利用促進を通じて、これまで一定の政策的な役割を担ってきたもの。
2. しかしながら、一般ユーザーへの割引がETC前払割引の約13.8パーセントであるのに対し、平均で約28パーセントであり、また、平成13年度の割引額が約2,200億円と相当額であることを踏まえると、他の割引制度との均衡等を考慮しつつ、料金体系全体の中で民営化の議論とあわせて見直しを図る必要があると考えている。
3. 一方、事業協同組合の運営については、法律上の監督権限が中小企業等協同組合法に定められた認可省庁にあり、同法を所管する経済産業省を中心として、それぞれの認可省庁により、改善が図られるべきものと認識。

また、日本道路公団の定める利用約款において、従来から別納割引制度のみを事業とする事業協同組合の別納割引は認めておらず、厳正な運用に努めるよう日本道路公団を指導。



## 別納割引制度に関する見直し方針、今般の各種不祥事事件に照らした対応

日本道路公団

別納制度は、生活物資関連輸送を担う多数の物流事業者によって利用されている等、高速道路の料金割引制度として定着しており、大口利用者の利用促進を通じて、これまで一定の政策的な役割を担ってきたもの。

一方で、今般、事業協同組合をめぐる各種事件において、制度の運用に係る問題が多数指摘されている。

JHとしては、従来から、別納カードの適正な利用の確保を図ることを主眼に別納制度を運用してきたところであるが、今後は、監督行政庁における対応と緊密に連携しつつ、別納制度の利用が適正に行われるよう対応を検討してまいりたい。

なお、近時、ETCの導入や高額ハイカの廃止など料金面で新たな制度の導入が進む中で、他の割引制度に比べて、別納制度による割引率が、相対的に高くなっている。

これらに鑑み、別納制度については、利用者間の負担の公平を図る観点等から、民営化の議論にあわせて、他の割引制度とともに、高速道路料金体系の今後のあり方の一環として、検討を鋭意進めてまいりたい。

## 別納割引制度・対象事業者（組合）に対する公団としての事前・事後チェックの状況（過去5ヶ年）

### 日本道路公団

#### ・根拠、方法（内容）、頻度

別納制度の利用約款に関する審査については、「別納カード利用約款」により行っているところ。

「同約款」においては、別納制度の利用対象、欠格事項、利用方法、禁止事項等、別納制度の利用に関して必要となる事項について規定しているもの。

従って、公団は同約款に基づき、別納制度の利用に関する事項についてのみ、管理・指導を行っているもの。

#### 1) 別納制度利用申込時の審査

申込者から約款・別表に定める書類の提出を受け、約款の各条項に定める欠格要件の有無を審査。

（欠格要件の例）

組合の設立登記後1年を経過していないとき、又は1年以上経過していても定款で定める事業の実績が過去1年間に於いてほとんどないとき。

別納カードを利用することを主な目的として設立された法人（組合を含む）であるとき。

別納カードの利用を主な目的として事業協同組合への加入を勧誘していると認められるとき。

#### 2) 別納制度利用開始後の審査

適宜行う審査

イ 別納カードの不正使用等に関する事案（不正通行、二度掛け、第三者使用、登録外車両でのカード使用等）の発生の都度、事実関係の調査を実施。

ロ 別納カードを利用することを主な目的として組合員を勧誘しているとの疑いが発生した都度、勧誘に使用した資料の収集等、調査を実施。

年1回実施

事業協同組合から決算報告書や事業報告書などの提出を求め、定款に定める事業のうち、別納利用以外の事業の実施状況を確認。必要に応じ、ヒアリングを実施。

・チェック実績、結果及びこれに基づく措置

別納カードの不正使用等に関する事案について、約款違反により割引停止措置を講じたものは31件

違反種別	件数
不正通行	20
第三者によるカード使用	2
登録外車両によるカード使用	2
車検証改ざんによるカードの不正取得	7
合計	31

・組合監督官庁への連携、報告等（問題が発生した場合の監督官庁への連絡状況など）

組合の別納制度の利用に関する事項については、公団が指導しているものであり、組合員資格について利用承認時の審査において疑義を生じたときは、所管行政庁に対し随時確認を行っている。

また、約款改正の折（H6）には、中小企業庁や全国中小企業団体中央会との連絡会を通じて、趣旨の徹底を図っている。

今回のような実名報道があった場合には、公団として独自に調査を行うとともに、所管行政庁の求めに応じ、調査に協力している。

・事業組合の監督官庁別対象数

【対象事業協同組合数：平成14年度に別納利用のあった1,164組合】

国土交通省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	環境省
758	80	18	28	0	108	41	158	207	269	51

別納割引制度 対象事業者 (組合) に対する公団としての事前・事後チェックの状況

(過去5ヶ年)

## 本州四国連絡橋公団

根拠、方法 (内容)、頻度

根拠

別納カード利用約款」を根拠に別納利用者に対し公団として事前・事後のチェックを行っている。

方法(内容)

事前 (承認時)

(イ)利用申込のチェック

約款第3条に定める要件を審査 (利用申込書及び添付書類を審査)

(ロ)支払い保証のチェック(約款 § 4)

連帯保証人 (銀行等) の保証書又は、保証金の預託

事後(承認後)

(イ)別納料金支払い期限徒過の場合

督促、延滞金等の措置(約款 § 10 ~ § 12)

(ロ)利用額急増等の場合の保証書又は保証金の追加(約款 § 13)

(ハ)別納カードの追加発行時の添付書類審査(約款 § 16 別表)

(ニ)別納カード交換時(4年毎)の添付書類審査(約款 § 19 別表)

(ホ)届出事項変更時には変更届及び添付書類を提出

(ヘ)警告、停止、取り消し等の措置(約款 § 27 ~ § 30)

利用者が約款違反行為を行った場合、公団は事案や状況に応じ、警告、割引・カード利用停止、カード利用承諾の取り消しの措置を行っている。

チェック実績、チェック結果及びこれに基づく措置

別紙1のとおり。

組合監督官庁への連携、報告等 (問題が発生した場合の監督官庁への連絡状況など)

公団が組合に対して別納割引の停止等の措置を執った場合においても組合の監督官庁に報告するなどの措置は執っていない。

事業組合の監督官庁別対象数

当公団承認分にかかる事業協同組合の監督官庁別対象数は、別紙2のとおり。

## 別紙 1

## 本州四国連絡橋公団

## 別納利用に関するチェック実績、措置(過去5年3ヶ月)

年 度	チェック実績(結果)及びこれに基づく措置件数				
	警告 (27条)	追加発行 停 止 (16条2項)	割引の停止 (28条)	利用の停止 (29条)	利用の 取消し等 (第30条)
H10年度	20	0	1	0	0
H11年度	25	1	0	0	0
H12年度	24	1	0	0	0
H13年度	21	2	0	0	0
H14年度	15	2	0	0	0
H15年7月末	7	0	1	0	0
合 計	112	6	2	0	0

## 別納料金支払い、保証に関するチェック実績、措置(過去5年3ヶ月)

年 度	チェック実績(結果)及びこれに基づく措置件数		
	支払いの督促 (第10条)	延滞金の徴収 (第12条)	追加保証の請求 (第13条)
H10年度	0	0	66
H11年度	0	0	124
H12年度	0	0	108
H13年度	0	0	57
H14年度	0	0	43
H15年7月末	1	0	10
合 計	1	0	408

## 別紙 2

事業協同組合の監督官庁別対象数  
本州四国連絡橋公団承認分に係る全事業協同組合 50組合

## (1)同業種 16組合

監督官庁名	組合数
国土交通省	16

## (2)異業種 34組合

監督官庁名	組合数
国土交通省	28
内閣府	14
総務省	2
法務省	4
外務省	0
財務省	19
文部科学省	5
厚生労働省	21
農林水産省	20
経済産業省	21
環境省	10
防衛庁	0
警察庁	0
都道府県庁	13
計	157

注1)異業種か否かの判定について公団は組合定款の「組合員の資格」の記載内容により形式的に判断した。

注2)監督官庁名は、設立認可書及び定款変更認可書の記載により形式的に判断した。

別納対象事業組合に対する監督・チェックについて、関与の監督官庁及び公団の役割分担（制度、内容、根拠、従来の取組み状況、現在及び今後の取組み）

## 国土交通省

1. 中小企業等協同組合法により事業協同組合の設立を認可した都道府県又は組合員の事業を所管する省庁においては、同法に基づき、毎年提出される決算関係書類等により組合の実態を把握しており、業務や会計が法令や定款に違反している疑いがあるときや、運営が著しく不当である疑いがあるときは、報告聴取や検査を行い、不当であると認めるときは必要な措置を採るよう命ずることができることとされている。
2. 公団においては、別納割引制度の運用にあたり、事業協同組合からの利用の申込みがあった場合には、利用約款に基づき、提出された法人登記簿、定款及び決算関係書類等のチェックにより、別納割引制度の利用を目的として設立されたか否か、設立後1年以上を経過しかつその間の事業実績があるか否か、別納割引制度の利用を目的として組合への加入を勧誘しているか否か等について審査を行い、利用を承諾している。また、すでに利用を承諾している組合については、毎年、決算関係書類等をチェックし、別納割引制度の利用を主な目的として組合加入を勧誘した場合や別納割引制度以外の事業の実績がほとんど認められない場合は、文書警告や口頭注意を行ったうえ、利用約款に基づく割引停止や利用の取り消しを行うこととしている。

中小企業等協同組合法（抄）

（決算関係書類の提出）

第二百五条の二 組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

（検査等）

第二百五条の四 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2～3 略

（法令等の違反に対する行政庁の措置）

第百六条 行政庁は、第二百五条の四第一項の規定により報告を徴し、又は第二百五条第二項若しくは第二百五条の四の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款、規約若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2～4 略

E T C別納カード利用約款（抄）

（E T C別納カードの利用申込み）

第3条 （略）

2～3 （略）

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、E T C別納カードの利用申込みをしようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、E T C別納カードの利用申込みはできません。

一～六 （略）

七 事業協同組合である場合において、設立登記後1年を経過していないとき、又は設立登記後1年以上経過していても定款で定める事業の実績が過去1年間においてほとんどないと認められるとき。

八 E T C別納カード、共通カード又は専用カードを利用することを主な目的として設立された法人（事業協同組合を含みます。）であると認められるとき。

九 事業協同組合である場合において、E T C別納カード、共通カード又は専用カードを利用することを主な目的として、事業協同組合への加入を勧誘していると認められるとき。



十～十五 (略)

5 申込者は、ETC別納カード利用申込書(別記様式1)及び別表に定める書類(以下「添付書類」といいます。)を第2項に定める窓口公団に提出して下さい。

6 (略)

(別納割引の停止)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合は、道路公団又は本四公団は、1年以内の期間を定めて、別納者の別納割引を停止するものとします。

一 (略)

二 事業協同組合若しくはその組合員がETC別納カードの利用を主な目的として事業協同組合への加入を勧誘したと認められるとき、又は事業協同組合若しくはその組合員が第三者に同様の行為をさせたとき。

三～八 (略)

(ETC別納カード利用の承諾の取消し等)

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合は、窓口公団は、別納者のETC別納カード利用の承諾を取り消すものとします。この場合において、別納者は、直ちに、ETC別納カード返却届を添え、ETC別納カードを窓口公団に返却して下さい。

一～二 (略)

三 別納者が法人(事業協同組合を含みます。)である場合において、ETC別納カードの利用以外に、事業の実績がほとんどないと認められるとき。

四～十三 (略)

2～3 (略)

別表

添付書類名	加入単位		
	個人	法人	組合
申込者法人登記簿			
申込者の印鑑証明			
保証人の印鑑証明			
自動車検査証(写し)			
設立認可書(写し)			
カードを利用する組合員の名簿			
定款			
定款変更認可書(写し)			
設立総会議事録(写し)			
カードの必要枚数を組合員別に明らかにした書類			
決算報告書			
定款に定める事業の活動状況が確認できる書類 (契約書等の写し)			
その他窓口公団が必要と認める書類			

別納対象事業組合に対する監督・チェックについて、関与の監督官庁及び公団の役割分担（制度、内容、根拠、従来の取組み状況、現在及び今後の取組み）

日本道路公団

1．所管行政庁（組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣等）の監督等

（１）根拠法令 = 中小企業等協同組合法

（２）事業中：以下の方法により監督

決算関係書類の徴取（１０５条の２）、報告の徴収（１０５条の３）

業務等が法令等に違反又は運営が著しく不相当である疑いがある...とき

検査等（１０５条の４）、監督上の命令（１０５条の５）、措置命令・解散命令（１０６条）

（３）設立時：以下の要件に該当する場合を除き認可しなければならない（２７条の２）

設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

（徴取する書類：定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面 = ２７条の２）

2．公団によるチェック

（１）根拠：別納カード利用約款（= 私法上の契約）

（２）利用承認時：欠格事由に該当するか否かをチェック

（欠格事由の例）： 組合の設立登記後１年を経過していないとき、又は１年以上経過していても定款で定める事業の実績が過去１年間においてほとんどないとき。

別納カードを利用することを主な目的として設立された法人（組合を含む）であるとき。

別納カードの利用を主な目的として事業協同組合への加入を勧誘していると認められるとき。

（３）利用開始後：別納カード利用者として不適当な行為（割引停止及び利用停止）をしたか又は別納者として不適格（承諾取消）か否かをチェック

- (割引停止の典型例): 別納カード利用者が不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。  
事業協同組合若しくはその組合員が別納カードの利用を主な目的として事業協同組合への加入を勧誘したと認められるとき。  
別納カードを窓口公団に届出のあった車両以外の車両に利用したとき。
- (承諾取消の典型例): 別納カードを利用することができない者が、不正な手段により別納者となったとき。  
別納カードの利用以外に事業の実績がほとんどないと認められるとき。  
別納カードを改変したとき。

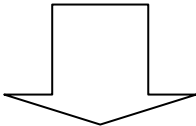
### 3. 今後の取組み

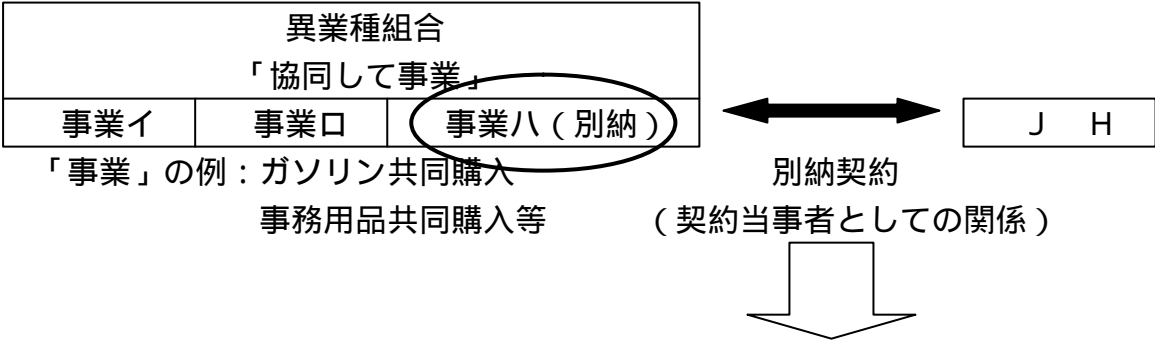
JHとしては、従来から、別納カードの適正な利用の確保を図ることを主眼に別納制度を運用してきたところであるが、今後は監督行政庁における対応と緊密に連携しつつ、別納制度の利用が適正に行われるよう対応を検討してまいりたい。

【参考】

**事業協同組合と監督官庁・JHとの関係**

複数の監督官庁 A ..... B・C・D・E .....  
 (組合員の資格要件として定款に定められた事業を所管する大臣等)


 組合法に基づき組合活動  
 全体を監督する立場



約款は、道路の利用に関する料金後納と割引を受けるカード利用者との契約。

別納対象事業組合に対する監督・チェックについて、関与の監督官庁及び公団の役割分担  
(制度、内容、根拠、従来の取組み状況、現在及び今後の取組み)

## 本州四国連絡橋公団

### (1) 組合の所管行政庁の役割

中小企業等協同組合法 111 条 1 項 1 号に規定する所管行政庁は、事業協同組合 (以下、  
組合」とら) の設立認可 (§ 27 の 2) を行うとともに、組合の業務や会計が法令の規定に違  
反していないか、組合の運営が著しく不当かどうかなど、組合の業務運営に係る行政上の監督  
を行うこととされており、そのために、法令上、定時又は随時の検査、報告徴収等の権限 (§  
105 の 2、§ 105 の 3、§ 105 の 4) や、是正措置命令 (§ 106 解散命令を含む。違反には罰則規  
定 (§ 114 の 2) 等の強力な監督権限が与えられている。

### (2) 当公団の役割

一方、組合と当公団との関係は、所管行政庁と組合との間のような行政上の監督関係では  
ない。当公団との関係は、基本的には組合が社会経済活動を行うに当たって種々生ずる取引  
上の関係の一つであって、あくまでも別納カードの利用と別納割引の適用に係る対等当事者間  
の契約関係である。

このため、公団の組合へのチェックは、所管行政庁による組合への行政上の監督が適切に  
行われていることを前提として、別納カード利用約款上の要件具備ないし約款違反の有無の観  
点からのチェックに原則として限定されており、組合の業務運営の適正の確保や業務・会計上  
の法令適合性の観点からのチェックを行うような権限は与えられていない (強制的な調査・検査  
権限はなく、是正措置命令のような監督権限もない。なお、約款違反に対する措置は別納制度  
の利用関係からの排除を限度としている。)

### (3) 今後の取り組み

当公団としては、以上のような組合を監督する所管行政庁との役割分担を前提として、事業  
協同組合に係る別納割引制度を適切に運用していくことが当公団の果たすべき役割と考えて  
おり、そのために引き続き努力したいと考えている。ただし、従来、組合の所管行政庁との連携  
が十分とはいえない面があったので、今後は関係機関と協議の上、連携の強化を検討してまい  
りたい。

なお、当公団の事業協同組合への別納割引の割引率は、制度上の最大割引率が 12.5%  
であり、平均的には 8% 強の割引率となっており (異業種事業協同組合では平均 6% 弱)、ハイ  
ウェイカードや ETC 前納割引 (ともに最大割引率 13.8%) などの他の割引制度と比べても決し  
て高い割引率とはいえない。

委員会への資料について、既存の資料については提出・公開の同意を求め、また、従来徴取を受けていない資料については新たに依頼し、提出・公開の同意を求め、平成15年8月4日までに資料の送付があったものについて委員会へ提出する。

なお、同日までに公団への資料送付が間に合わなかったものについては、資料が届き次第、委員会へ提出する。

### 異業種の事業協同組合のうち別納利用額が大きい上位50組合一覧(平成14年度)

資料提出状況

日本道路公団

組合名	資料1 法人登記簿	資料2 定款	資料3 設立認可書	資料4 設立総会 議事録	資料5 財産目録等 財務諸表	資料6 事業 計画書 報告書		資料7 役員名簿	資料8 総会議事録	資料9 理事会議事録	資料10 組合員一覧	資料11 定款変更 認可書	備 考
(協)ぶべっく												未着	
協同組合ビジネス交流センター													
平成高速協同組合													
(協)ハイウェイシステム													
(協)東京産業振興会													
道央情報サービス(協)							未着	未着	未着	未着			
(協)岡山県高速道路利用センター													
(協)トニチ共栄会													
協同組合愛知事務計算センター													
(協)ビジコム													
(協)双助会													
(協)大阪共同計算センター							未着			未着			
経済流通サービス協同組合													
ベンチャービジネス事業(協)					未着	未着	未着	未着	未着	未着			
関東通信事業(協)													
さつき工業(協)													
ジェイウェック(協)													
(協)大都ビジネスネットワーク													委員限り
愛知物流事業協同組合								提出拒否					
東京情報開発協同組合													
静岡県自家用貨物自動車事業(協)													
北海道中小企業経友会事業(協)													
(協)アイコック企業振興センター													
協同組合高速道路利用センター													
フェリー・ロード(協)								提出拒否					
(協)中小企業振興センター						未着	未着	未着	未着	未着			
(協)近畿ハイウェイセンター													
オール電算(協)													
総合物流(協)													
流通経済協同組合													
(協)総合情報サービス												該当無し	
(協)経営情報サービス													
北九州開発(協)							未着	未着	未着	未着		未着	
協同組合トウキョウサービス													
ナビックス事業(協)												未着	
関西情報ベンチャー(協)													
西日本トピック事業(協)												未着	
(協)富山県ハイウェイサービスセンター												該当無し	
東日本製材(協)				不存在	不存在								
協同組合愛知ビジネスクリエイト							未着	未着	未着	未着		未着	
(協)ビジネスネット21													
宮城県商工振興(協)													

対象50組合のうち、提出・公開の同意が得られたもの「41組合」、提出のみ同意が得られたもの「1組合」、提出・公開の同意が得られなかったもの「8組合」、東日本製材(協)の「不存在」については設立年度が昭和24年度と古く、組合に書類が存しないもの

別納対象事業組合から公団が徴求する資料の種類、徴求頻度及び委員会の議論を踏まえての当該資料の公団から当委員会への提出可否（及び理由）の説明  
 関連猪瀬委員要求への対応（別納関係資料のうち未提出分の提出）

## 本州四国連絡橋公団

(1) 委員会から求められた事業協同組合資料の提出に当たっての基本的考え方公団が別納割引カード利用に係る手続き等において約款に基づき事業協同組合から提出を受けた資料やデータは、別納割引カード利用に係る審査等を行う目的で提出を受けたものである。

これらの資料や顧客データを本来の目的以外の目的で公団以外の者に提供・公開した場合には、組合等との間で法的紛争が生ずる懸念があり、また、組合以外の一般の顧客にも当公団の顧客情報の扱いについて不信感を与え営業活動に影響が生ずる可能性も否定できない。

情報公開の要請と顧客の利益のどちらを優先させるべきかは極めて難しい問題であるが、法的問題が全くないとは断言できない以上、当公団としては、無断で顧客情報や資料を公団以外の者に提供・公表することはできうる限り差し控えたいと考える。

このため、以下のような取り扱いにより、委員会の求めにできるだけ答えられるよう努力することとした。

当公団が別納割引カード利用の承諾を行った事業協同組合の資料

(イ)当公団が保有している資料については、組合から承諾（資料公開の承諾を含む）を得て委員会に提出することとした。

(ロ)当公団が保有していない資料については、組合に対して委員会資料を求められている旨を伝え、任意の提出を受けて委員会に提出することとした。

日本道路公団が別納割引カード利用の承諾を行った事業協同組合の資料

(イ)日本道路公団が保有している資料については、日本道路公団から資料の提供を受け、組合から承諾（資料公開の承諾を含む）を得た上で委員会に提出することとした。

(ロ)日本道路公団が保有していない資料については、組合に対して委員会資料を求められている旨を伝え、任意の提出を受けて委員会に提出することとした。

(2) 上記の方針により、組合から承諾を得、又は組合から提出された資料を別添のとおり委員会に提出する。（別紙3参照）注

なお、前回、提出した資料中、

別紙3中の「利用者名」欄に×印のある事業協同組合については、全ての資料（法

人登記簿、定款(変更の定款を含む。)、設立認可書、創立総会議事録及び別納カードを利用する組合員一覧)について、公表を差し控えてもらいたいとの要求があった。

別紙3中の「別納カードを利用する組合員一覧」欄に×印の事業協同組合については、別納カードを利用する組合員一覧の公表を差し控えてもらいたいとの要求があった。

(注)日本道路公団の承認に係る事業協同組合については、8月1日までに回答等が届いた組合について提出した。その余の組合については、追って回答等が届き次第、委員会に提出する。





## 別納割引制度の実施がもたらした効果 (収支、交通量、その他の波及効果など)

日本道路公団

- 昭和41年に別納割引制度が導入された
- 名神高速道路においてその前後2年間で全体収入が1.61倍に増加
- 貨物車については収入が1.87倍に増加

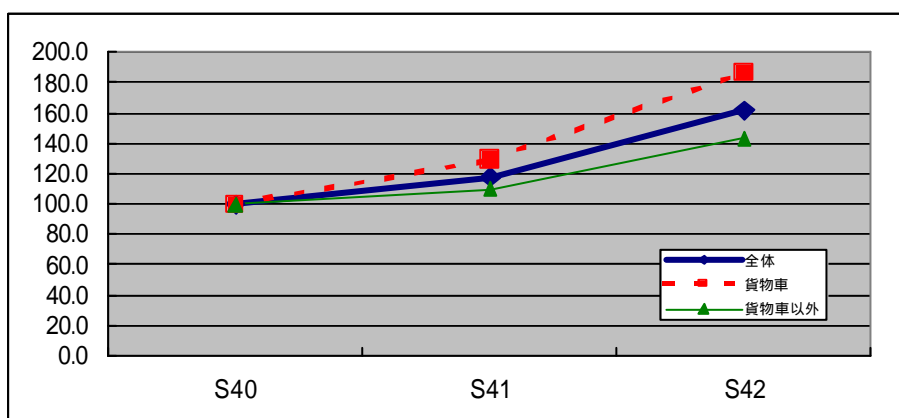
名神高速道路における、別納割引制度導入前後における収入の変化

単位: 億円

	貨物車	貨物車以外	全体
昭和40年度	21	29	49
昭和41年度	27	31	58
昭和42年度	39	41	80

昭和40年度を100としたときの収入の推移

	貨物車	貨物車以外	全体
昭和40年度	100.0	100.0	100.0
昭和41年度	129.2	109.6	117.9
昭和42年度	186.8	143.0	161.4



昭和40年度～昭和42年度については別納利用に係る収入についての統計データを作成せず。

別納収入は主に貨物車の収入に含まれるものと思われるため、貨物車と貨物車以外で収入の比較を行った。

- 昭和50年に別納割引の最高割引率を20%から25%に拡大した。
- 高速道路において、その前後2年間で全体収入が2.16倍に増加
- 別納収入については2.51倍に増加

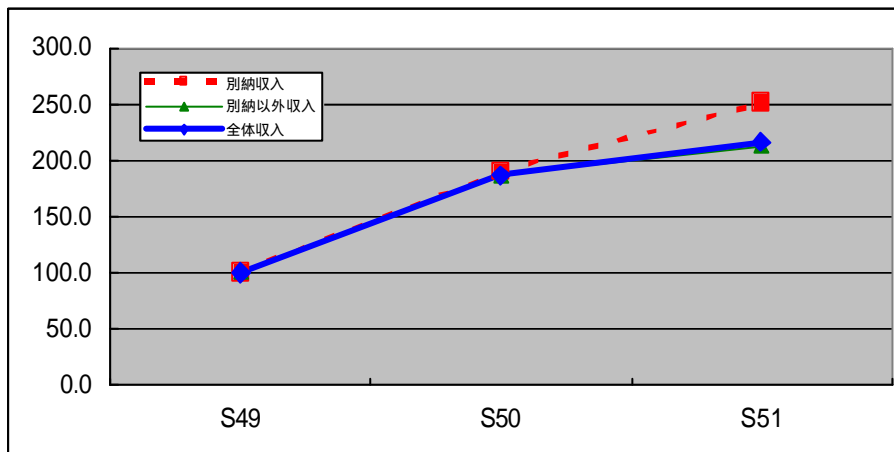
高速道路における、別納割引割引率拡大による収入の変化

単位: 億円

	別納収入	別納以外収入	全体収入
昭和49年度	103	1,046	1,149
昭和50年度	196	1,948	2,145
昭和51年度	259	2,222	2,482

昭和49年度を100としたときの収入の推移

	別納収入	別納以外収入	全体収入
昭和49年度	100.0	100.0	100.0
昭和50年度	190.3	186.3	186.6
昭和51年度	251.3	212.5	216.0



- 昭和54年に別納割引の最高割引率を25%から30%に拡大した。
- 高速道路において、その前後2年間で全体収入が1.34倍に増加
- 別納収入については1.68倍に増加

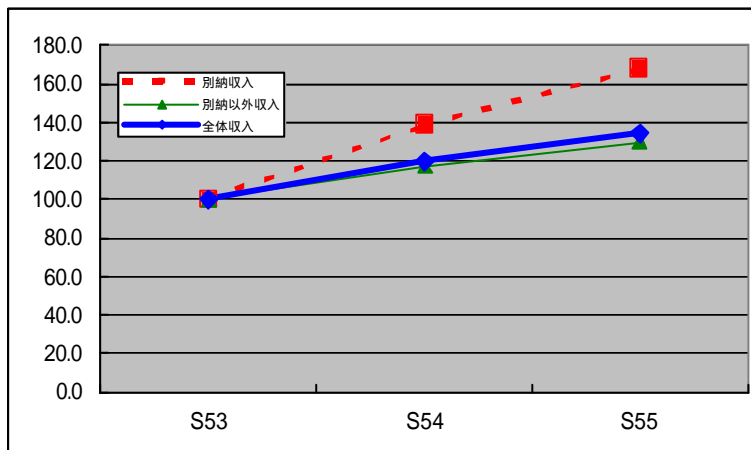
### 高速道路における、別納割引割引率拡大による収入の変化

単位:億円

	別納収入	別納以外収入	全体収入
昭和53年度	407	2,891	3,297
昭和54年度	564	3,381	3,945
昭和55年度	683	3,746	4,429

### 昭和53年度を100としたときの収入の推移

	別納収入	別納以外収入	全体収入
昭和53年度	100.0	100.0	100.0
昭和54年度	138.7	116.9	119.6
昭和55年度	167.9	129.6	134.3



- 平成 7年に料金改定を実施した
- その後、平成 13年度までの間において、高速道路の全体料金収入が 1.17倍に増加
- 別納収入については 1.27倍に増加

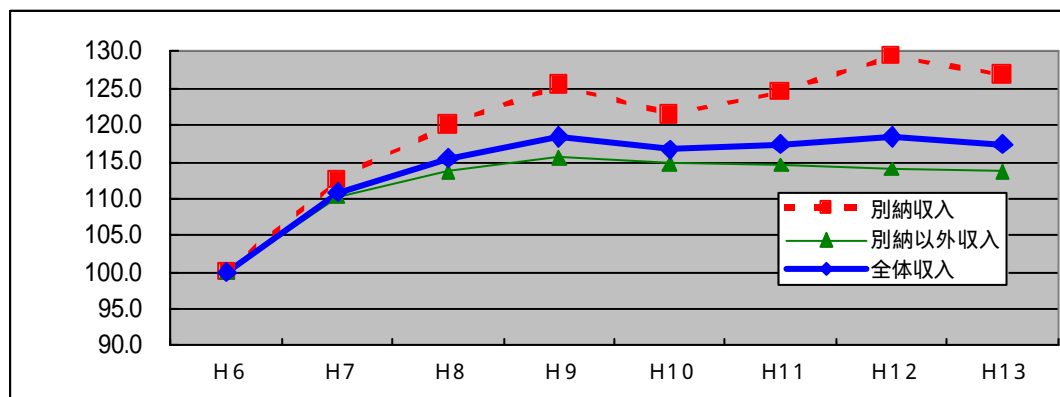
### 高速道路における平成 7年料金改定後平成 13年度までの収入変化

単位：億円

年度	別納収入	別納以外収入	全体収入
平成 6年度	4,490	11,235	15,726
平成 7年度	5,057	12,385	17,442
平成 8年度	5,390	12,773	18,163
平成 9年度	5,635	12,986	18,621
平成 10年度	5,451	12,893	18,344
平成 11年度	5,595	12,873	18,467
平成 12年度	5,809	12,814	18,623
平成 13年度	5,695	12,769	18,464

### 平成 6年度を 100 としたときの収入の推移

年度	別納収入	別納以外収入	全体収入
平成 6年度	100.0	100.0	100.0
平成 7年度	112.6	110.2	110.9
平成 8年度	120.0	113.7	115.5
平成 9年度	125.5	115.6	118.4
平成 10年度	121.4	114.8	116.7
平成 11年度	124.6	114.6	117.4
平成 12年度	129.4	114.1	118.4
平成 13年度	126.8	113.6	117.4

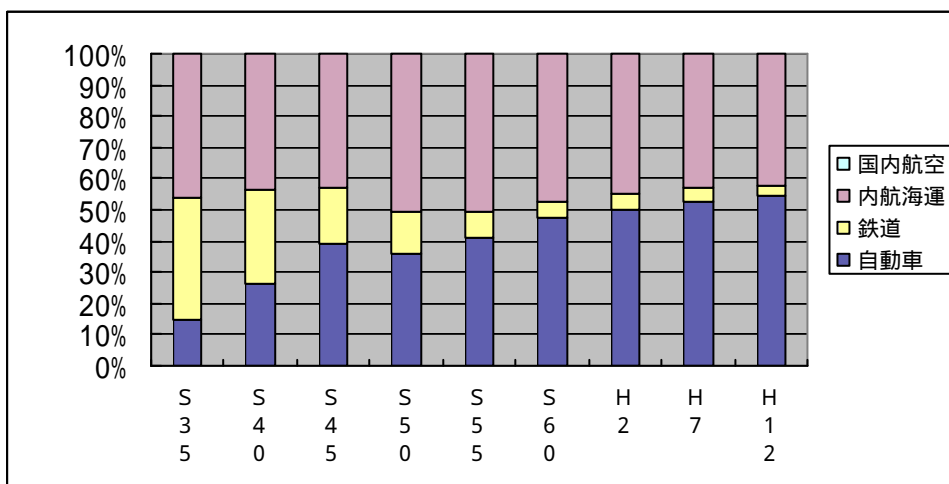


- 国内貨物輸送における自動車の分担率が昭和40年度から昭和45年の5年間で12.7ポイント上昇
- その一方で、鉄道の分担率が12.5ポイント下落
- 昭和40年の名神高速道路全通に続き、昭和44年に東名高速道路が全通
- 高速道路料金面においても、昭和41年に別納割引制度導入

輸送機関別貨物輸送分担率の推移 (トシキロベース)

(単位 :%)

年度	自動車	鉄道	内航海運	国内航空
S35	15.0	39.0	46.0	0.0
S40	26.1	30.5	43.4	0.0
S45	38.8	18.0	43.2	0.0
S50	36.0	13.1	50.9	0.0
S55	40.8	8.5	50.6	0.1
S60	47.5	4.9	47.5	0.1
H2	50.2	5.0	44.7	0.1
H7	52.7	4.5	42.6	0.2
H12	54.2	3.8	41.8	0.2



## 本州四国連絡橋公団

### 別納割引制度の実施がもたらした効果

#### 1. 別納利用交通量の推移

(単位:台、%)

年 度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
全体交通量 (A)	22,459,525	32,868,924	32,616,754	31,389,082	31,106,588
別納利用交通量 (B)	4,784,798	6,181,520	6,401,256	6,505,966	6,859,299
別納利用割合 (B / A)	21.3%	18.8%	19.6%	20.7%	22.1%

平成 10年度については、Eルートに別納割引制度を導入していないため、A、Dルートの合計値である。

#### 2. 別納利用額の推移

(単位:億円、%)

年 度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
全体収入額 (A)	813.4	869.2	861.5	829.9	826.7
別納収入額 (B)	219.8	240.4	245.3	245.3	253.8
別納収入割合 (B / A)	27.0%	27.7%	28.5%	29.6%	30.7%

平成 10年度については、Eルートに別納割引制度を導入していないため、A、Dルートの合計値である。

#### 3. 別納割引額の推移

(単位:億円、%)

年 度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
利 用 額 (A)	219.8	240.4	245.3	245.3	253.8
割 引 額 (B)	20.4	23.9	24.7	23.7	23.4
割 引 率 (B / (A + B))	8.5%	9.0%	9.1%	8.8%	8.4%

平成 10年度については、Eルートに別納割引制度を導入していないため、A、Dルートの合計値である。  
利用額とは、割引適用後の額である。

#### 4. 別納割引制度の効果について

別納割引制度については、昭和 62年 5月から大口利用・反復利用の定着化を図るために導入した後払い制度である。

上記のとおり、過去 5年間に於ける別納割引制度を利用した交通量 (全体の約 20%)、別納利用額 (全体の約 30%)、別納割引率 (全体の約 9%)は、ほぼ同様な状況で推移している。

**(別納) K S D 及びその後継組合に対する公団のチェック実績及び対応措置**

**日本道路公団**

**1 組合の別納利用承諾**

平成 5 年 11 月 25 日にケーエスデー福利厚生協同組合から別納制度の利用申し込みを受け、定款に定める共同事業の実績があることを確認した後、平成 6 年 3 月 1 日に別納の利用を承認した。

**2 「ジェイウェック協同組合」への名称変更**

同組合は、平成 13 年 7 月 9 日(同年 7 月 12 日変更登記)にジェイウェック協同組合に名称変更。

同年 8 月 2 日組合からの届出事項変更届に基づき、名称変更について受理。

**3 利用開始後における審査**

毎事業年度終了後、組合から決算報告書、事業報告書等の提出を求め、別納利用以外の共同事業の実績の有無を確認している。

『ジェイウェック協同組合』(旧:ケーエスデー福利厚生(協))の概要

- |            |   |
|------------|---|
| 1) 組合設立日   | 平成 5 年 9 月 2 8 日                            |
| 2) 代表理事    | 山 本 勇                                       |
| 3) 住 所     | 東京都墨田区江東橋 2 - 2 - 3                         |
| 4) 認可行政庁   | 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省<br>国土交通省            |
| 5) その他     | 平成 1 3 年 7 月 9 日に名称変更<br>(同年 7 月 1 2 日変更登記) |
| 6) 別納利用承認日 | 平成 6 年 3 月 1 日                              |



## 異業種の事業協同組合で、利用額の大きい上位50社の組合名、 カード枚数及び登録台数 日本道路公団

異業種の事業協同組合のうち別納利用額が大きい上位50社の組合名、カード枚数及び登録台数  
(平成14年度利用分)

(単位:円、枚、台)

	利用者名	別納利用額	カード利用枚数	登録台数
1	事業協同組合	5,201,036,440	25,669	28,321
2	事業協同組合	4,329,379,870	12,973	13,724
3	事業協同組合	4,047,949,440	16,633	17,466
4	(協)ふべっく	4,019,906,290	13,161	13,977
5	協同組合ビジネス交流センター	3,889,478,040	13,086	15,318
6	平成高速協同組合	3,844,613,580	19,920	21,470
7	(協)ハイウェイシステム	3,767,710,630	23,218	25,764
8	(協)東京産業振興会	3,761,310,770	14,457	16,709
9	道央情報サービス(協)	3,605,703,300	15,947	16,327
10	(協)岡山県高速道路利用センター	3,550,630,450	8,056	11,082
11	(協)トーチ共栄会	3,450,526,625	8,803	9,144
12	協同組合愛知事務計算センター	3,279,282,000	13,078	13,950
13	(協)ビジコム	3,159,704,590	8,892	9,779
14	事業協同組合	3,145,489,430	9,684	10,502
15	(協)双助会	3,082,567,770	10,023	10,876
16	(協)大阪共同計算センター	3,052,457,265	11,019	11,780
17	経済流通サービス協同組合	2,971,955,280	11,567	12,992
18	事業協同組合	2,959,400,160	9,412	10,197
19	事業協同組合	2,930,503,590	7,703	7,894
20	ベンチャービジネス事業(協)	2,925,896,145	11,374	12,148
21	関東通信事業(協)	2,762,918,100	6,949	7,159
22	さつき工業(協)	2,750,428,560	12,674	13,747
23	ジェイウェック(協)	2,743,555,470	11,775	15,561
24	(協)大都ビジネスネットワーク	2,648,175,890	7,012	7,994
25	愛知物流事業協同組合	2,639,625,720	4,552	5,691
26	東京情報開発協同組合	2,638,607,260	11,112	15,907
27	事業協同組合	2,635,768,230	9,722	10,043
28	静岡県自家用貨物自動車事業(協)	2,619,553,380	9,407	13,701
29	北海道中小企業経友会事業(協)	2,587,596,980	10,728	11,104
30	(協)アイコック企業振興センター	2,572,358,100	8,160	10,820
31	協同組合高速道路利用センター	2,557,608,000	7,147	10,864
32	フェリー・ロード(協)	2,531,471,140	11,076	13,466
33	(協)中小企業振興センター	2,524,536,610	17,645	18,916
34	(協)近畿ハイウェイセンター	2,506,266,740	6,297	6,315
35	オール電算(協)	2,478,863,430	8,861	9,394
36	総合物流(協)	2,429,155,610	8,436	9,166
37	流通経済協同組合	2,415,366,860	9,981	12,823
38	(協)総合情報サービス	2,384,217,440	8,206	8,977
39	(協)経営情報サービス	2,289,896,960	7,525	8,469
40	北九州開発(協)	2,199,922,300	8,664	9,094
41	協同組合トウキョウサービス	2,178,452,040	6,688	7,930
42	ナビックス事業(協)	2,172,225,400	1,862	1,893
43	関西情報ベンチャー(協)	2,164,086,105	8,172	8,541
44	西日本トピック事業(協)	2,163,150,860	6,161	6,218
45	(協)富山県ハイウェイサービスセンター	2,152,211,700	9,092	14,687
46	東日本製材(協)	2,131,611,610	8,985	9,753
47	協同組合愛知ビジネスクリエイト	2,128,810,150	6,771	7,800
48	(協)ビジネスネット21	2,087,693,250	6,050	6,660
49	事業協同組合	2,076,215,100	4,231	6,272
50	宮城県商工振興(協)	2,008,257,690	3,107	3,442

注 資料の提出について了承が得られなかった8組合の組合名については以下のとおりである。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・(協)エスケイハイウェーセンター</li> <li>・(協)企業情報センター</li> <li>新電電協力事業(協)</li> <li>情報通信システム(協)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報ハイウェイ(協)</li> <li>中央サプライ(協)</li> <li>・長野県中小企業経友会事業(協)</li> <li>新潟県中小企業経友会事業(協)</li> </ul> <p style="text-align: right;">(五十音順)</p> |
|--|---|

異業種組合の別納割引利用額上位50社とカード利用枚数

本州四国連絡橋公団

利用額順位	利用者名【( )は旧組合名】	年間利用額(円)	割引額(円)	登録台数	カード利用枚数
1	(協)ハイウェイシステム(香川ハイウェイサービス(協)、(協)四国ハイウェイシステム)	1,036,510,600	122,213,828	25,764	23,218
2	本州・四国ハイウェイ協同組合	644,816,200	73,252,031	4,827	4,502
3	ハイウェイサービス四国(協)				
4	徳島県中小企業経友会事業(協)	393,965,300	41,895,667	5,158	5,128
5	東中国高速道利用協同組合	368,980,450	38,772,561	6,680	6,526
6	(協)岡山県高速道路利用センター(協)岡山県高速道路利用協会)	360,237,350	37,679,673	11,082	8,056
7	アワジハイウェイ協同組合 No2本州・四国ハイウェイ(協)に別納事業のみが異動	246,849,150	24,731,149	No2に含む。	
8	(協)四国産業振興協会				
9	関西ハイウェイ協同組合	187,593,750	16,099,222	5,959	5,645
10	平成高速協同組合	166,363,200	13,445,402	21,470	19,920
11	ビジネスネット協同組合	156,203,800	12,175,481	8,010	7,308
12	ベンチャービジネス事業(協)(福井県ベンチャービジネス(協))				
13	協同組合ビジネス交流センター(協)広島県ビジネス交流センター)	149,442,950	11,330,374	15,318	13,086
14	(協)近畿ハイウェイセンター	146,694,600	10,986,829	6,315	6,297
15	情報ハイウェイ協同組合(協)岡山県北部高速道路利用センター、協)中国ハイウェイセンター)				
16	中央企業管理協同組合	135,251,250	9,556,410	5,086	4,792
17	協同組合岡山ハイウェイ流通センター	131,719,900	9,114,991	5,231	4,452
18	平成流通サービス協同組合				
19	(協)大阪共同計算センター	120,895,750	7,761,973	11,780	11,019
20	総合ハイウェイ協同組合				
21	神戸高速道路利用協同組合	110,089,850	6,420,546	3,963	3,639
22	兵庫県自動車事業(協)	105,974,900	5,896,866	7,869	5,838
23	協同組合フリーネットワーク	104,198,100	5,674,768	3,286	2,615
24	瀬戸内高速道路利用協同組合	102,527,250	7,618,804	4,947	4,350
25	山陽流通センター協同組合	101,386,050	5,323,261	2,172	2,037
26	(協)経営情報サービス(協)大阪経営情報サービス)	100,174,850	5,171,861	8,469	7,525
27	国土ハイウェイ協同組合	99,600,750	5,100,099	2,232	1,938
28	情報ベンチャー(協)(協)メイシンハイウェイセンター、関西情報ベンチャー(協))				
29	(協)関西情報センター	95,447,900	4,595,465	6,892	6,109
30	オール電算(協)(大阪電算サービス(協))	95,375,600	4,571,955	9,394	8,861
31	ジェック(協)(協同組合広島県高速道路利用センター)				
32	ヤマトデータベース(協)	90,623,550	4,095,409	6,091	5,847
33	協同組合エスケイハイウェイセンター(協)鳥取ハイウェイセンター)				
34	第一高速総合運輸協同組合(岡山機材(協)、岡山マルベニ総合運輸(協))				
35	東洋ハイウェイ協同組合				
36	オー・エム・エム・サービス協同組合	75,601,150	2,637,289	2,309	2,078
37	広交グループ協同組合				
38	四国ティー・アイグループ事業(協)	73,078,100	2,467,388	4,071	3,702
39	東西ハイウェイサービス(協)(兵庫県ハイウェイサービス(協))	72,788,400	2,722,264	4,814	4,675
40	協同組合アクセルハイウェイセンター				
41	(協)ナスタック(大阪道路建物メンテナンス協、大阪カービス協、西日本サービス協)	70,283,700	2,306,235	5,595	5,394
42	経済流通サービス協同組合	69,790,600	2,261,919	13,031	11,549
43	(協)企業情報センター				
44	経営ビジネス協同組合(兵庫経営ビジネス(協))	61,038,800	1,714,930	4,374	4,205
45	経営リサーチ協同組合	57,595,750	1,499,739	4,639	4,446
46	(協)オー・エム・シー(大阪中小企業計算(協))	57,446,650	1,490,419	5,837	5,576
47	大阪自家用自動車事業(協)	56,139,050	1,408,697	5,611	4,821
48	ハイウェイサービス(協)	55,871,600	1,391,980	5,026	4,627
49	(協)情報サービス(協)東京情報サービス)				
50	西日本流通サービス協同組合	55,025,250	1,339,084	4,366	4,116
	合計	5,955,582,100	504,724,569	247,668	223,897

注1)異業種が否かの判定については組合定款の「組合員の資格」の記載内容により形式的に判断した。JH承認に係る組合分はJHの判断による。

注2)JH承認に係る組合は、網がけを行った。

は8/1時点で委員会へ提出・公表についての回答が未着の組合。

は公表を承諾しない旨の回答があった組合。

## 料金値下げの社会実験に関する質問の回答

7月17日付け日経新聞5面「高速・有料道路 20路線で割引実験 / 東京湾アクアラインなど選定」という見出しの記事のバックデータをいただきたい。値下げ実験の対象路線および区間と、その割引の内容、期間を教えてください。

選定されたすべての区間について、(1)日平均交通量、(2)今回の社会実験を実施した場合の予測日平均交通量を教えてください。

## 【回答】

応募があった社会実験の目的と概要については別表のとおりであるが、今後の関係機関との調整や協議会での議論により実施時期、割引内容等に変更が生じる可能性がある。また、予測日平均交通量についても今後、協議会において算定することとなる。

路線を選定した基準および手続きを教えてください(どこから何件の応募があり、なぜ今回の路線を選定したのか等、プロセスがわかるようにしてほしい。)

## 【回答】

地方公共団体等から構成される協議会から応募された実験については、今後、交通の転換等により沿道環境改善や渋滞緩和、交通安全対策などの推進に資することが期待されるものを選定している。

別表

地方からの提案型社会実験応募状況

番号	整備局名	路線名 有料道路名	種別	社会実験の目的と概要	実験時期 期間 (予定)	実験対象路線の 日平均交通量
1	北海道開発局	北海道横断自動車道	JH (高速)	道東地域 (特に帯広都市圏) の冬期間の交通円滑化及び道東自動車道の利用促進を図るため、当該道路への期間限定バスポート(普通車 1カ月当たり5000円程度と仮定) を導入し、その効果を検証する。 バスポートの料金設定については、今後協議会にてマーケット調査等を実施した後に決定。 期間限定バスポート(普通車5,000円/月程度と仮定、現行料金(最大)1700円)	H15.11 ~ H16.1 (調整中) 3カ月間 (調整中)	芽室工 - 音更帯広工間 約1,100台/日 (H11センサス)
2	東北地方整備局	磐梯山有料道路 第二磐梯吾妻道路	福島県道路公社	観光有料道路2路線の料金割引(約3~4割引)を行い、周辺一般道路の混雑緩和を期待するとともに、有料道路の利用促進を図る。 割引額 磐梯山有料道路(普通車の場合) ¥30円 500円(調整中) 第二磐梯吾妻道路(普通車の場合) ¥30円 500円(調整中)	H15.9.1 ~ H15.9.30 (調整中) 1ヶ月間	磐梯山有料道路 約380台/日 第二磐梯吾妻道路 約380台/日 (H10~H14、9月全日平均)
3	関東地方整備局	白馬長野有料道路	長野県道路公社	【区間】 白馬長野有料道路全線 【目的】 旧道部から有料道路へ交通を転換させる事で、夜間騒音レベルを65dbに低減させ、旧道沿線に良好な住環境を提供する 割引額 夜間(午後10時から午前6時)のみ全車種の通行料金一律100円 普通車(夜間) 200円 100円(50%割引)	H15年5月末から独自に実施 中 H15.5 ~ H16.3 (PM10 - AM6)	565台/8h (実験対象時間の22時~6時 (H14.10.1~10.31の平均値))
4	関東地方整備局	常磐自動車道 日立有料道路	JH (高速) 茨城県道路公社	【区間】 常磐道日立南太田IC ~ 日立北IC 【目的】 国道6号・245号の交通を常磐道へ転換させることにより、市街地を縦断する交通を分散させて、市内各所で発生する交通渋滞の緩和を図る。 -高速道路の弾力的な料金設定による効果、影響や利用者のニーズ、利用実態等について調査し、渋滞緩和策としての検証を行う。 【概要】 -日立南太田、日立中央、日立北の3工相互間の交通を限定に、24時間全車種の通行料金を約50%割引 割引額調整中 普通車 650円 300円(54%割引)	H15.11.10 ~ H15.12.10 (調整中) 1ヶ月間	日立南太田工 - 日立中央工 26,891台/日 (H14年平均値)
5	関東地方整備局	水海道有料道路	茨城県道路公社	【区間】 水海道有料道路全線 【目的】 国道354号の交通を有料道路へ転換させることにより、鬼怒川渡河交通を分散させ、市街地の交通渋滞の緩和を図る。 -有料道路の弾力的な料金設定による効果、影響や有料道路利用者のニーズ、利用実態等について調査し、渋滞緩和策としての検証を行う。 割引額調整中 24時間全車種の通行料金を約50%割引 普通車 200円 100円	H15.11.15 ~ H15.12.14 (調整中) 1ヶ月間	2,386台/日 (H14年度平均値)

関係機関との調整や協議会での議論により実施時期、割引内容等に変更が生じる可能性がある。

番号	整備局名	路線名 有料道路名	種別	社会実験の目的と概要	実験時期 期間(予定)	実験対象路線の 日平均交通量
6	関東地方整備局	常磐自動車道 北関東自動車道 東水戸道路	JH(高速) JH(一有)	<p>【区間】調整中 常磐自動車道 桜土浦工～千代田石岡工 常磐自動車道 北関東自動車道 千代田石岡工～茨城町東工 北関東自動車道 東水戸道路 茨城町東工～ひたちなか工 常磐自動車道 日立北工～北茨城工</p> <p>【目的】 国道6号、国道51号、国道245号における交通渋滞緩和や沿道環境の改善、交通安全対策の推進</p> <p>【割引額調整中】 24時間、特大車、大型車の通行料金を中型車料金に引き下げる 常磐道(桜土浦工～千代田石岡工) 特大車(1,300円)、大型車(850円) 特大車 大型車(650円)</p>	平成15年11月(調整中) 1ヶ月間	土浦北工～千代田石岡工 4,465台/日(H14年平均値) 千代田石岡工～岩間IC 4,053台/日(H14年平均値) 茨城町東工～水戸南工 387台/日(H14年平均値) 日立北工～高萩工 2,223台/日(H14年平均値) 実験対象車両のみ
7	関東地方整備局	東京湾アクアライン	JH(一有)	<p>【区間】 アクアライン全線</p> <p>【目的】 東京湾アクアラインの一層の利用促進を図り、湾岸道路等の交通円滑化ならびに周辺地域の地域振興、地域住民の利便性向上</p> <p>【割引額】 ETC設置全車種に対して、通行料金を23%値下げ 普通車 3,000円 2,320円(23%割引) ただし、実験期間中に内容を変更してその影響を検証する可能性がある(その場合の割引率は平均23%以下とする)</p>	H15.7.19～H16.3.31 9ヶ月	13,720台/日 (H14年度平均値)
8	北陸地方整備局	北陸道、日東道	JH(高速)	<p>終日、特に朝の通勤時間帯の渋滞緩和を目的として普通車等を対象に割引実験(現行料金の50%割引)を行い、一般国道7号等の渋滞緩和及び北陸道、日東道の有効利用を検証する。 【対象区間】日東道 中条工～北陸道 新潟西IC】 【割引額】 普通車400～1,200円 200～600円(約50%割引)</p>	<p>秋期H15.10月 冬期H16.2月 秋1ヶ月、冬未定</p>	<p>【日東道】 新潟空港IC～豊栄新潟東港工 約4,800台/日 (うち普通車等約4,000台/日) (H14.5.26～H15.3.31日平均値) 【北陸道】 新潟中央J.C.T～新潟西工 約13,700台/日 (うち普通車等約9,800台/日) (H11センサス)</p>
		磐越道、北陸道、日東道		<p>終日、特に朝の通勤時間帯の渋滞緩和を目的として普通乗用車等の車両を対象に割引実験(通常料金の50%割引)。 【対象区間】北陸道 三条燕IC、磐越道 安田工 日東道 新潟空港IC】 【割引額】 普通車500～1,150円 300～450円(約50%割引)</p>	H15.11 2週間(調整中)	<p>【磐越道】 新潟中央J.C.T～新津工 約7,900台/日 (うち普通車等約5,300台/日) (H11センサス) 【北陸道】 新潟西工～巻潟東工 約37,700台/日 (うち普通車等約27,000台/日) (H11センサス) 【日東道】 新潟亀田IC～新潟空港IC 約6,100台/日 (うち普通車等約5,100台/日) (H14年度平均値)</p>
	北陸自動車道	<p>終日、特に朝の通勤時間帯の渋滞緩和を目的として普通乗用車等を対象に割引実験(通常料金の約50%割引)。 【対象区間】北陸道 糸魚川IC～能生IC】 【割引額】 普通車500円 250円(50%割引)</p>		H15.11月 1ヶ月間	糸魚川工～能生工 約10,400台/日 (うち普通車等約5,100台/日) (H11センサス)	
	関越自動車道	<p>スキー客の帰路時間帯に湯沢ICに集中する交通を塩沢石打ICへ分散すること及び同時期に渋滞する一般国道17号の地元利用者を対象に普通乗用車等の車両を対象に割引(通常料金の約50%割引)。 【対象区間】関越道 塩沢石打工～首都圏、六日町IC～湯沢IC】 【割引額】 首都圏方向への塩沢石打工利用者湯沢工利用者を同額とする。 普通車(六日町工～湯沢工)650円 325円(50%割引) (調整中)</p>		冬期 10日間(土日のみ) (調整中)	湯沢工～塩沢石打工 約12,000台/日 (うち普通車等約7,300台/日) (H11センサス)	

関係機関との調整や協議会での議論により実施時期、割引内容等に変更が生じる可能性がある。

番号	整備局名	路線名 有料道路名	種別	社会実験の目的と概要	実験時期 期間(予定)	実験対象路線の 日平均交通量
9	北陸地方整備局	北陸自動車道	JH(高速)	終日、特に朝の通勤時間帯の渋滞緩和を目的として普通乗用車等の車両を対象に割引実験(通常料金の約50%割引)。対象区間 滑川IC~朝日IC] 割引額 普通車(滑川IC~朝日IC) 850円 400円(63%割引)	H15.11(調整中) 3週間(調整中)	滑川IC~魚津IC 約19,600台/日 (うち普通車等約12,000台/日) (H11センサス)
10	北陸地方整備局	北陸自動車道	JH(高速)	普通乗用車等の車両を対象に割引実験(通常料金の約30%割引)を行い、恒常的な一般国道8号の渋滞緩和及び北陸道の有効利用の可能性を検証する。さらに、ETC利用者を限定に割引実験(通常料金の約50%割引)を行い、さらなるETCの普及促進を図る。対象区間 金沢東IC~美川IC] 割引額 普通車(金沢東IC~美川IC) 650円 500円(23%割引) 普通車(ETC:金沢東IC~美川IC) 650円 300円(64%割引)	H15.11下旬~H15.12中旬(調整中) 2週間(土日除く)(調整中)	金沢西IC~美川IC 約32,800台/日 (うち普通車等約22,600台/日) (H11センサス)
11	中部地方整備局	一般国道1号 藤枝バイパス 掛川バイパス 磐田バイパス 浜名バイパス	JH(一有)	国道1号有料4/バイパスへ交通を転換することにより、一般道路等の沿道環境の改善、渋滞の緩和、交通安全対策等の推進を図るため、無料時間の延長(現況 22:00~6:00 計画 20:00~9:00)の社会実験を実施することにより、その効果と影響を検証する。 割引額 無料時間の延長 普通車 200~400円 無料	H15.11~H16.1 3ヶ月間	藤枝BP:谷稲葉料金所 24,320台/日 掛川BP:水垂料金所 15,290台/日 磐田BP:岩井料金所 24,410台/日 浜名BP:新居料金所 24,826台/日 (H11センサス)
12	近畿地方整備局	播但連絡道路	兵庫県道路公社	期間を3ヶ月間として、料金を前売り回数券利用者により半額 国道312号の朝夕ピーク時の渋滞緩和効果、利用促進効果の検証 割引額 社会実験回数券利用(普通車) 姫路JCT~市川北ランプ 900円 450円(60%割引) 姫路JCT~和田山IC 2,000円 1,330円 (市川北R以南50%、以北20%割引)	H15.9~H15.11 3ヶ月間	花田IC~豊富IC 約20,600台/日 (H14年度平均値)
13	近畿地方整備局	湖西道路	JH(一有)	期間を2週間として料金を全車半額 一般道路(国道161号)からの転換により現道の沿道環境改善、渋滞緩和効果や影響について検証 割引額 大型車(志賀IC~坂本北IC) 1,250円 600円(60%割引)	H15.9~H15.10 2週間	真野IC~仰木雄琴IC 約9,000台/日 (H14.10実績)
14	近畿地方整備局	日野水口道路	滋賀県道路公社	期間を2週間として料金を全車100円 一般道路(国道307号)からの転換により現道の沿道環境改善、交通安全への寄与について検証 割引額 大型車 310円 100円(68%割引)	H15.9~H15.10 2週間	深山口~水口 約1,900台/日 (H14.10実績)
15	近畿地方整備局	阪神高速 5号湾岸線	阪神高速道路公団	大型車の料金を割引(調整中) 阪神高速3号神戸線及び一般道路からの転換誘発効果、沿道環境の改善や課題について検証 割引額 未定	実施時期(調整中) 実施期間(調整中)	深江浜IC~南芦屋浜IC 約40,400台/日 (H14.4実績)
16	近畿地方整備局	阪神高速 11号池田線 (特定料金区間)	阪神高速道路公団	期間を2週間として料金を全車割引(調整中) 国道176号、173号からの転換により現道の渋滞緩和効果等について検証 割引額 普通車(特定区間) 300円 200円(33%割引)	H15.11(調整中) 2週間	池田木部ランプ~神田ランプ 約2,400台/日 (H14年度平均)

関係機関との調整や協議会での議論により実施時期、割引内容等に変更が生じる可能性がある。

番号	整備局名	路線名 有料道路名	種別	社会実験の目的と概要	実験時期 期間(予定)	実験対象路線の 日平均交通量
17	中国地方整備局	山陰自動車道 (松江玉造IC~穴道IC) 安来道路 (米子西ICから安来IC ~東出雲IC)	JH(高速) JH(一有)	目的:中海穴道湖圏域の交通円滑化、渋滞緩和 割引手法 割引回数券(割引率30%):日本道路公団が発行する回数券(15%~20%割引)に対して協議会がさらに10%~15%を割引し、30%割引にて一般利用者に販売する。 料金変更(割引率50%)通行料金を50%割引 路線:山陰自動車道(松江玉造IC~穴道IC)、安来道路(米子西から東出雲IC) 対象車種:割引回数券 普通車、軽自動車(2車種) 料金変更 普通車、軽自動車(2車種) 割引額 山陰自動車道(松江玉造IC~穴道IC) 普通車 500円 350円(割引回数券)80%割引) 500円 250円(料金割引)60%割引) 安来道路(米子西IC~東出雲IC) 普通車 650円 455円(割引回数券)80%割引) 650円 325円(料金割引)60%割引)	割引回数券 H15.8~H16.2.29 7ヶ月 料金変更 H15.10.20~H15.11.2 2週間	山陰自動車道 6,044台/日 安来道路 7,010台/日 (H14.10~H15.5までの8ヶ月間の日平均交通量)
18	中国地方整備局	広島呉道路 (呉~天応~坂)	JH(一有)	目的:広島呉道路の利用促進及び国道31号沿線区域の渋滞緩和 割引手法 実験内容:呉~天応 350円 200円 42.9%) 呉~天応、天応~坂(ともに350円 200円) 路線:広島呉自動車道(呉IC~天応IC、天応IC~坂IC) 対象車種:全車種 割引額 普通車(呉IC~天応IC,10月) 350円 200円 普通車(呉IC~天応IC,11月) 350円 200円 普通車(天応IC~坂IC,11月) 350円 200円	呉~天応 H15.10~H15.11 2ヶ月間 天応~坂 H15.11 1ヶ月間	呉IC~天応IC 約10,500台/日 (H13年度日平均交通量)
19	中国地方整備局	山陽自動車道 広島岩国道路 広島高速1号線 広島高速4号線 草津沼田道路	JH(高速) JH(一有) 広島高速道路公社 広島市	目的:広島西部方面の渋滞緩和 広島中島線の交通規制解除 (平日7:00~7:30都心方面マイカー乗り入れ禁止) 割引手法: 山陽自動車道(廿日市IC 五日市IC)+広島高速4号(市内行)の料金割引による一般国道2号(西広島BP)の渋滞解消、沿道環境の改善(半額割引) 山陽自動車道(廿日市IC、五日市IC) 山陽自動車道(広島、広島東、志和)(市内通過交通)の料金割引による一般国道2号(西広島BP)の渋滞解消、沿道環境の改善(半額割引) 割引額 -1 広島高速1号線(馬木 間所間) 250円 150円) -2 広島高速1号線(温品 間所間) 100円 50円) 草津沼田道路(草津 沼田) 無料) 対象車種:全車種 実施時間:朝ピーク時(6:00~9:00)、平日(10~12月頃を予定)	3ヶ月間(秋頃以降)	山陽自動車道(五日市IC 広島IC) 230台/3h 広島高速4号線 2,100台/3h  実験予定の朝ピーク3時間交通量 H14日平均交通量(JH計測)を基 に、広島ICの時間別流出交通量から 朝ピーク3時間交通量を推計(推計は 広島市)
20	四国地方整備局	四国縦貫自動車道 四国横断自動車道 一般有料道路高松東道路 一般有料道路今治小松自動車道	JH(高速) JH(一有)	並行する一般道路から有料道路への交通の転換を図り、一般道路等の沿道環境の改善、渋滞対策、交通安全対策等を推進するとともに、本州四国連絡道路との連携を図りつつ、四国内外の交流連携を促進することを目的に実施。 JHの販売する3日間乗り放題チケット(土日を含む3日間)の更なる割引による有利性を拡大し、一般道路の課題の改善等を図る実験を実施。(詳細は調整中) 割引額 四国周遊割引3DAYsチケット 8,000円 6,000円(25%割引)	H15.10.31~H15.12.1 (JH3日間乗り放題チケット販売期間9月5日~12月22日)	11699台/日 (H14四国実験対象全線の日平均交通量)

関係機関との調整や協議会での議論により実施時期、割引内容等に変更が生じる可能性がある。

## 追加質問（松田委員）に対する回答

平成15年8月4日

国土交通省

現在、国交省あるいは森地委員会で検討中の高速道路建設の優先順位を判断する基準は、当委員会で提示した基準（いわゆる「中村基準」・別紙参照）を踏襲したのか。相違点がある場合は具体的にお教えいただきたい。

例えば、「中村基準」では、いわゆる客観的な指標による重み付け（STEP4）の前に、計画見直しや採算性等の精査を行うこととしている。この点について、相違はないか。

特に、STEP2の採算性については、新会社が自主的に判断することとしているが、国交省では、それを担保する枠組み作り（施行命令方式の見直し等）は進んでいるか。

その一環として、国等と新会社が適切な役割分担のもと建設を進める新しいスキーム（合併施行方式等）の導入を委員会は提言しているが、それらの検討は進んでいるか。具体的な検討状況、作業工程をお示しいただきたい。

## 【回答】

昨年12月6日に貴委員会意見書が総理に提出されたことを受け、12月10日の閣議において、総理より「意見を受けての政府の対処方針の具体的な検討に当たっては、とりまとめを扇国土交通大臣にお願いすることとする」と指示されており、可能なものから出来るだけ早期に具体化に努めることを基本的なスタンスとして取り組んでいるところである。

高速道路の評価については、基本的には、貴委員会でご審議いただいた「建設中高速道路の取扱判断基準（イメージ）」（別添1、いわゆる「中村基準」）の考え方を踏襲して行う考えであり、STEP4の前に、STEP1から3の精査を行うこととしている。

なお、STEP4以降の総合評価の具体的手法については、いわゆる「中村基準」をもとに、地方公共団体を対象とした意見照会及び国民の皆様に対するパブリックコメントを実施し、その意見を参考としながら、道路事業評価手法検討委員会において詳細な検討を行い、外部効果の指標の修正、追加及び算出方法の明確化を図っている（別添2）。この検討結果を踏まえ、国土交通省において基準を設定した上で、個別事業区間に適用する。

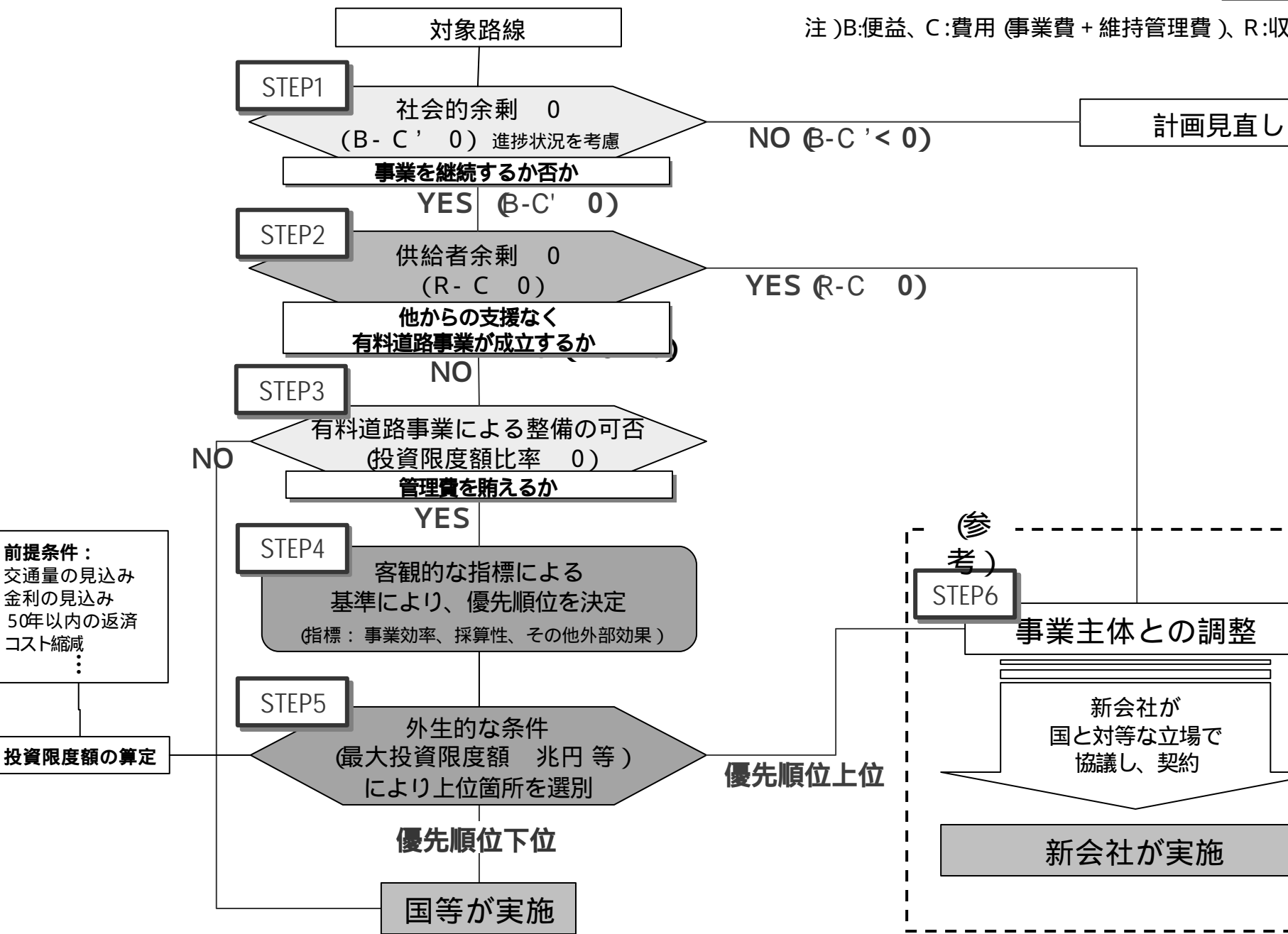
今後の高速道路建設のあり方については、新たな組織の組織形態等の検討と相互に深い関連性を有しており、個々の事項ごとに議論し結論を出すことは困難であるため、一体として検討を進める必要があり、貴委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、所要の検討、立案を進めている（民営化に向けた作業スケジュールについては別添3参照7月22日第44回委員会提出資料）。



# 建設中高速道路の取扱判断基準 (イメージ)

別

注) B:便益、C:費用 (事業費 + 維持管理費)、R:収入



## 道路事業評価手法検討委員会における検討

建設中路線の取扱判断基準 (案) (いわゆる「中村基準」)	
事業効率	残事業費に対する費用便益比 (B/C')
採算性	投資限度額比率
その他外部効果	拠点都市間を連絡し、相互の連携が可能になる
	新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる
	高速バス等長距離自動車交通の利便性が高まる
	高度な医療施設までの搬送時間が短縮される
	並行する緊急輸送道路で冬季交通障害や異常気象時に通行規制される区間がある
	並行する緊急輸送道路が通行止めになった場合の迂回路が長大である
	物流拠点へのアクセスが容易になり、産業立地を振興する
	複数の主要観光地を連絡し、広域的な観光産業の発展に貢献する
	沿道に既に工業団地等の計画がある、又は存在する

地方 公共 団 体 の 意 見	平成15年4月7日～21日 276件 (33自治体)	パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト	平成15年 6月12日～30日
	平成15年5月16日～23日 171件 (49自治体)		540件 (21名)

指標の趣旨	修正点	高速道路の総合評価における評価項目 指標	
	その他の修正点		
変更なし	特に変更なし	費用対便益 (B/C' 又は B/C')	
	特に変更なし	投資限度額比率	
	指標の分離		4. 拠点都市間を連絡し、相互の連携が可能になる
			5. 日常活動圏の中心都市へのアクセスが向上する
	基準時間による評価 時間短縮率による評価 ・人口による基準化		2. 新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる
	便数による評価 時間短縮率による評価		1. 高速バス等長距離自動車交通の利便性が高まる
	基準時間による評価 時間短縮率による評価 ・人口による基準化		3. 高度な医療施設までの搬送時間が短縮される
	特に変更なし		14. 並行する緊急輸送道路で冬季交通障害や異常気象時に通行規制される区間がある
	指標の分離		13. 並行する緊急輸送道路が通行止めになった場合の迂回路が長大である
			15. 並行する高速道路の代替路線を形成する
基準時間による評価 時間短縮率による評価		7. 物流拠点へのアクセスが容易になり、産業立地を振興する	
基準時間による評価 時間短縮率による評価		6. 複数の主要観光地を連絡し、広域的な観光産業の発展に貢献する	
名称変更		9. 高速道路の整備とあわせた地域振興計画が進められている	
追加		8. 高速道路へのアクセスが容易になり、農林水産品の流通の利便性が向上する	
		10. 自動車からのNO <sub>x</sub> ・SPM排出量が削減される	
		11. 並行道路において騒音レベルが低減する	
		12. 自動車からのCO <sub>2</sub> 排出量が削減される	
		16. 地方公共団体の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	

道路事業評価手法検討委員会において検討

# 道路事業評価手法検討委員会における検討状況

## 1. 道路事業評価手法検討委員会

### (1) 目的

事業評価に用いる客観的な評価指標や費用便益比算定に必要な「原単位」の見直し、「総合評価手法」や特殊な事業の評価手法に関する助言・検討を実施する。

### (2) 構成

委員長	森地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授
顧問	中村 英夫	武蔵工業大学教授
委員	小林 潔司	京都大学大学院工学研究科教授
委員	竹内 健蔵	東京女子大学文理学部教授
委員	林山 泰久	東北大学大学院経済学研究科助教授
委員	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授

## 2. 道路事業評価手法検討委員会における審議概要および意見照会の実施

平成 15 年 1 月 23 日 第 1 回委員会

- ・客観的評価指標（案）の改定方針案について 等

平成 15 年 3 月 3 日 第 2 回委員会

- ・費用便益分析マニュアル（案）の改訂案とりまとめ 等
- ・総合評価試行方針（案）についての検討

平成 15 年 3 月 25 日 第 3 回委員会

- ・客観的評価指標（案）の改訂案とりまとめ
- ・総合評価試行方針（案）とりまとめ

平成 15 年 4 月 7 日～21 日 意見照会実施

「道路事業評価手法（「費用便益分析マニュアル（案）」、「客観的評価指標（案）」及び「高速道路を対象とした総合評価（案）」について（依頼）」  
寄せられた意見 : 595 件（46 自治体）

平成 15 年 5 月 1 日 第 4 回委員会

- ・高速道路を対象とした評価手法について検討

平成 15 年 5 月 16 日～23 日 意見照会実施

「「高速道路を対象とした総合評価（案）」に関する地方公共団体からの意見照会に対する回答及び高速道路の総合評価における重み付けについて（協力依頼）」

寄せられた意見 : 171 件（49 自治体）

平成 15 年 5 月 29 日 第 5 回委員会

- ・高速道路を対象とした評価手法について検討（2）

平成 15 年 6 月 12 日～30 日 パブリックコメント実施

「高速道路を対象とした評価手法に関するパブリックコメントの募集について」

寄せられた意見 : 540 件（221 名）

平成 15 年 7 月 17 日 第 6 回委員会

- ・高速道路を対象とした評価手法について検討（3）

# 評価指標の定義と評価点の考え方（案）

## 指標 1 . 高速バス等長距離自動車交通の利便性が高まる

目的	高速ネットワークを用いた、生活圏の中心都市相互を連絡する新たな公共交通機関が整備されることによる、都市間交通の利便性向上を評価する。																												
指標	<p style="text-align: center;"><b>評価点 = <math>T_2 / T_1</math></b></p> <p><math>T_1</math> : 対象区間により連絡される拠点都市間の鉄道による最短移動時間（分）</p> <p><math>T_2</math> : 対象区間供用に伴うバス路線の新設により短縮される都市間移動時間（分）</p> <p><b>【定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点都市                     <ul style="list-style-type: none"> <li>生活圏中心都市および政令指定市が対象</li> <li>各対象区間毎に、連絡すべき拠点都市として対象区間近傍の都市ペアを設定</li> </ul> </li> <li>鉄道による最短移動時間                     <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点都市の中央駅間の鉄道による移動時間 汎用検索ソフト（駅すばあと）による（時刻表に対応している）。</li> <li>新幹線，特急，急行も考慮</li> <li>拠点都市の中央駅 - 市役所間の移動時間も考慮 但し、自動車移動のみで、歩行による移動は考慮していない</li> <li>現況で鉄道による連絡がない、又は道路利用（バス利用を想定）の方が移動時間が短い拠点都市間に関しては、道路による移動時間としている</li> </ul> </li> <li>対象区間供用に伴うバス路線の新設により短縮される都市間移動時間の設定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>対象区間供用により高速バスが新設されると仮定し、その場合の移動時間をバス利用による時間とした</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【評価点の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象区間の利用により、現況での鉄道移動より道路利用による移動時間の方が短くなる場合は、その時間短縮率によって都市間交通の利便性向上を評価</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">現況の鉄道による移動時間 (<math>T_r</math>)</p> <p style="text-align: center;">将来の高速バスによる移動時間 (<math>T_b</math>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>T_b &lt; T_r</math> となる場合に評価点。</li> <li><math>T_b &gt; T_r</math> となる場合は、0点とする。</li> </ul> </div>																												
ヒストグラム	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>偏差値</b></p> <table border="1"> <caption>偏差値ヒストグラム</caption> <thead> <tr> <th>偏差値</th> <th>ヒストグラム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>35-40</td><td>3</td></tr> <tr><td>40-45</td><td>5</td></tr> <tr><td>45-50</td><td>4</td></tr> <tr><td>50-55</td><td>1</td></tr> <tr><td>55-60</td><td>2</td></tr> <tr><td>60-65</td><td>1</td></tr> <tr><td>65-70</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>5段階評価</b></p> <table border="1"> <caption>5段階評価ヒストグラム</caption> <thead> <tr> <th>5段階評価</th> <th>ヒストグラム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>2</td><td>8</td></tr> <tr><td>3</td><td>5</td></tr> <tr><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: center;">評価点については精査中。ヒストグラムは19区間によるケーススタディー。</p>	偏差値	ヒストグラム	35-40	3	40-45	5	45-50	4	50-55	1	55-60	2	60-65	1	65-70	3	5段階評価	ヒストグラム	1	0	2	8	3	5	4	3	5	3
偏差値	ヒストグラム																												
35-40	3																												
40-45	5																												
45-50	4																												
50-55	1																												
55-60	2																												
60-65	1																												
65-70	3																												
5段階評価	ヒストグラム																												
1	0																												
2	8																												
3	5																												
4	3																												
5	3																												

（以下省略：今回委員会資料3参照）

# 民営化に向けた作業スケジュールについて

	平成14年度	平成15年度				平成16年度	平成17年度
	- 3月	4 - 6月	7 - 9月	10 - 12月	1 - 3月		
本州四国連絡橋公団の債務処理等	措置済み						
新直轄方式の導入 (国と地方の負担による高速道路整備)	措置済み						
コスト削減計画の策定							
建設コスト縮減	計画策定済み			計画を実施中			
管理コスト縮減	計画策定済み			計画を実施中			
資産の売却処分	計画策定済み			計画を実施中			
関連法人の抜本的見直し							
入札・契約方式の見直し(参入障壁の撤廃等)	措置済み		状況を分析し、必要に応じ更なる検討				
発注費の削減	計画策定済み			計画を実施中			
天下り人事の見直し	要請済み			一部措置済 各社における更なる取り組みを期待			
剰余金の利用者への還元	要請済み			各社において検討中			
SA・PA事業及び財団の見直し	計画策定済み			円滑な実施に向け準備作業中			
公団における民間経営ノウハウの導入							
民間企業経験者の登用	措置済み						
民間企業の会計原則に基づく財務諸表の作成・公表	措置済み			開始貸借対照表の作成に向け 更なる検討			
民間企業経営ノウハウの導入のための体制整備	措置済み						
新会社による高速道路等の整備の具体的な仕組み (道路料金収入を極力活用した仕組みも含む)							
国・機構・新会社の関係	一体として検討						
新会社及び機構の具体的な組織、業務	〔 相互に深い関連性を有しており、 個々の事項ごとに議論し結論を出すことは困難 〕						
税制・金融上の取扱い							

新組織のスキームの概要決定(政府・与党協議会)

法案化

民営化関係法案国会提出

移行準備  
民営化関係法成立

民  
営  
化

## **松田委員質問事項に対する回答**

### **路線別収支見込みについて**

#### **日本道路公団**

第44回委員会(平成15年7月22日)に提出した資料のとおり、路線別収支見込みやJHとして可能な今後の投資規模の見込みについては、現在検討が進められている民営化後の組織形態や建設中路線の取り扱いなど、政府の方針の具体化を踏まえることが必要であることから、これらの方針の具体化がなされた時点で検討の上、提出して参りたい。

**< 松田委員質問事項 >**

道路公団は、民営化を目指す組織として、自主的な判断をするために路線別収支の精査等を進めているものと思うが、具体的に投資できる範囲はどれくらいになると考えているのか。

この点については、これまでも何度も質問していながら十分な回答が得られていないが、仮に示せないのであれば、具体的に今どのような検討をしており、結論をいつ出すかを示してほしい。民営化を目指す組織として、自らの考え方および取組状況をお示しいただきたい。

**首都高速道路公団**

第44回委員会(平成15年7月22日)に提出した資料のとおり、新規建設予定路線ごとの収支については、その基礎となる将来交通量推計作業中であり、また、平成18年度以降のコスト削減を踏まえた管理費についても検討中であることから、現時点では提出が困難である。

**阪神高速道路公団**

新規建設予定路線ごとの収支については、その基礎となる将来交通量推計作業中であり、また、平成18年度以降のコスト削減を踏まえた管理費についても検討中であることから、現時点では提出が困難である。

「道路事業評価手法検討委員会」における検討を踏まえ、費用対効果、採算性、外部効果のそれぞれのウェイト（数値）を示されたい。

（答）

「道路事業評価手法検討委員会」においては、現時点では、費用対効果、採算性、外部効果の具体の重み付け数値について、定まったものはない。



「入札状況調書」「契約状況表」をHPに掲載する際には作業のできないPDF形式ではなく、エクセルなどの表計算形式で掲載していただきたい。またその場合にはこちらから指定したフォーマットもしくはそれに準じるものを使用していただきたい。

日本道路公団

現在、当公団においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨や入札契約手続における透明性の確保の観点から、工事、調査等及び維持管理業務に係る入札参加業者名、入札金額及び指名理由等については閲覧により、また、工事及び調査等に係る発注見通しや発注予告等については閲覧のみならずホームページによる情報公表も行っているところである。

ホームページにおける情報公表の手法については、提示された様式をエクセル形式などで掲載する場合、第三者による情報改ざん等のおそれがあるうえ、それを技術的に保全することも困難であるため、当公団として公表するデータに責任をもてないこととなる。

したがって、定められた入札契約手続の過程において、作成・保存が義務付けられている文書(入札状況調書、契約状況表)の写しをPDF形式でそのまま掲載することにより、入札契約手続における透明性の確保を図ってまいりたい。

入札・契約情報データベースの HP 公表について
--------------------------

(要求内容)
--------

1、「入札状況調書」「契約状況表」等について、提示された様式にある契約関係情報の大半が記載されているので、これらを HP に掲載する方法を検討しているところ、との回答（整理番号 101）だったが、国民が有意義な分析を効率的に行えるような掲載の仕方でないと公表する意味がない。そこで、「入札状況調書」「契約状況表」を HP に掲載する際には作業の出来ない PDF 形式ではなく、エクセルなどの表計算形式で掲載していただきたい。またその場合にはこちらから指定したフォーマットもしくはそれに準じるものを使用していただきたい
--

## 首都高速道路公団

(回答)
------

1. 入札・契約情報については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入契法」という)等で公表が義務化されており、『入札・契約情報をありのままに公表することにより、透明性を高める』という、「入契法」の公表趣旨に則り、当公団としても、工事契約（維持修繕業務及び保守点検業務を含む）について、閲覧を主体としての確に公表を行っているところであり、発注見通し、発注予告等については、閲覧のみならずホームページによる情報公表も行っているところである。さらに、料金收受業務及び交通管理業務についても、入札・契約情報を自主的に公表しているところである。
2. 提示された様式にある契約関係情報については、業務概要、入札予定日、指名業者名、契約金額等その大半を既に公表しているところであるが、これらに加え、現在閲覧に供している「入札状況調書」の写しをホームページに掲載することを検討しているところであり、これを実施することにより更なる透明性が確保されると考えている。

## 阪神高速道路公団

1. 当公団は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(情報の公表関係は H13.4.1 施行)に基づき、工事（維持修繕業務及び保全点検業務を含

む)について入札参加業者名、入札金額及び指名理由等を閲覧に供し、さらに平成15年度分からは、同法の趣旨に基づき料金收受業務及び交通管理業務についても同様に取り扱うこととしているところであり、これらにより、契約状況の基本的な情報は既に公表しているところである。また、発注見通しや公募の掲示等については、閲覧のみならずホームページによる情報公表も行っているところである。

2. 昨年10月の情報公開法の施行後の当公団に対する開示請求(写しの交付を含む。)の実績を見ると、契約関係では、入札調書等についての請求が多いことから、現在閲覧に供している契約関係書類のうち、ニーズの高い入札調書の写し等についてホームページ上での公表を検討しているところであり、当公団において作成・保存することが義務付けられている当該書類の写しを掲載することによって、入札契約手続きに係る透明性の確保が図られるものと考えている。

## 本州四国連絡橋公団

現在、当公団においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨や入札契約手続きにおける透明性の確保の観点から、工事、調査等及び維持管理業務に係る入札参加業者名、入札金額及び指名理由等については閲覧により、また、発注見通しや公募の掲示等については閲覧のみならずホームページによる情報公表も行っているところである。

提示された様式にある契約関係情報の大半が現在、閲覧に供している「入札状況調書」、「契約状況調書」等に記載されていることから、これらの写しをホームページに掲載することを検討しているところであり、これにより入札契約手続きに係る透明性の更なる確保が図られるものと考えている。

## 高速道路の平成16年度以降の区間ごとの建設事業費

第44回委員会提出の平成16年度以降の建設事業費（整理番号108）は、「新たなコスト削減計画」に基づくコスト削減後の建設事業費を示したものである。

また、区間ごとの建設コスト削減額については、第42回委員会提出（整理番号61）のとおりである。

については、今後、現地調査や実施設計を進め、地元住民や関係機関との更なる協議調整（用地の追加買収も含む）を推進し、平成16年度以降の区間ごとの建設事業費を算出して参りたい。















日本道路公団

NO	都道府県	市町村	施設名称	用途	施設概要 (面積 (㎡)・構造等)		取得年月日	建設費 (千円)	減価償却累計額 (千円)	残存簿価 (千円)	処分の進捗状況	入札方式 (予定も含む)	募集期間	落札業者	落札価格 (万円)	予定価格 (万円)	落札率	応札社数	応札者	入札価格 (万円)	入札者	入札価格 (万円)	
438	山梨県	上野原町	中央道	道路残地		95.28	S41.6.29	684		684	売却済	随意契約			464								
439	山梨県	大月市	中央道	道路残地		21,113.25	S41.3.3	20,729		20,729	計画中	随意契約											
440	山梨県	双葉町	中部横断道	道路残地		357.90	H11.9.17	54,020		54,020	計画中	未定											
441	山梨県	双葉町	中部横断道	道路残地		69.10	H10.3.2	4,307		4,307	計画中	一般競争入札											
442	山梨県	双葉町	中部横断道	道路残地		80.53	H10.3.2	5,020		5,020	計画中	一般競争入札											
443	山梨県	双葉町	中部横断道	道路残地		279.40	H10.5.29	18,818		18,818	計画中	随意契約											
444	山梨県	双葉町	中部横断道	道路残地		147.60	H9.12.5	11,700		11,700	計画中	一般競争入札											
445	神奈川県	横浜市	横浜新道	道路残地		340.00	H3.3.15	275,740		275,740	計画中	未定											
446	神奈川県	横浜市	横浜新道	道路残地		160.00	S63.3.28	53,126		53,126	計画中	未定											
447	群馬県	藤岡市	閉越道	道路残地		4,571.40	S49.12.7	138,790		138,790	計画中	随意契約											
448	群馬県	藤岡市	上信越道	道路残地		721.66	S61.4.18	28,990		28,990	計画中	一般競争入札											
449	栃木県	宇都宮市	東北道	道路残地		178.02	H10.10.23	9,755		9,755	計画中	随意契約											
450	栃木県	宇都宮市	東北道	道路残地		243.49	H10.5.15	19,284		19,284	計画中	随意契約											
451	栃木県	都賀町	北関東道	道路残地		45.98	H9.10.1	740		740	計画中	随意契約											
452	栃木県	壬生町	北関東道	道路残地		216.67	H9.8.19	4,463		4,463	計画中	随意契約											
453	栃木県	壬生町	北関東道	道路残地		124.31	H9.8.11	5,296		5,296	計画中	随意契約											
454	栃木県	壬生町	北関東道	道路残地		23.70	H8.8.8	611		611	計画中	随意契約											
455	栃木県	壬生町	北関東道	道路残地		21.21	H7.11.27	257		257	計画中	随意契約											
456	栃木県	石橋町	北関東道	道路残地		315.64	H8.8.8	6,913		6,913	計画中	一般競争入札											
457	千葉県	酒々井町	東関東道	道路残地		368.37	H11.9.7	16,687		16,687	計画中	一般競争入札											
458	群馬県	藤岡市	閉越道	道路残地		846.70	S53.3.30	27,323		27,323	計画中	随意契約											
459	群馬県	群馬町	閉越道	道路残地		846.16	S58.3.28	28,013		28,013	計画中	随意契約											
460	群馬県	赤城村	閉越道	道路残地		130.61	S60.7.24	1,097		1,097	計画中	未定											
461	群馬県	昭和村	閉越道	道路残地		46.34	S60.7.24	649		649	計画中	未定											
462	山梨県	都留市	中央道	道路残地		475.24	S39.3.27	371		371	計画中	未定											
463	山梨県	富士吉田市	中央道	道路残地		643.44	S55.12.16	29,984		29,984	計画中	未定											
464	山梨県	敷島町	中央道	道路残地		504.85	S53.1.31	12,413		12,413	計画中	随意契約											
465	山梨県	竜王町	中央道	道路残地		90.34	S52.7.1	3,008		3,008	計画中	随意契約											
466	東京都	八王子市	中央道	道路残地		17,330.00	S45.9.19	62,807		62,807	計画中	未定											
467	東京都	八王子市	八王子BP	道路残地		1,259.43	S55.3.26	39,923		39,923	計画中	未定											
468	群馬県	前橋市	閉越道	道路残地		467.10	S53.3.30	11,584		11,584	計画中	随意契約											
469	群馬県	前橋市	閉越道	道路残地		450.99	S53.3.30	10,508		10,508	計画中	随意契約											
470	山梨県	竜王町	中央道	道路残地		96.76	S51.12.16	1,574		1,574	計画中	随意契約											
471	山梨県	竜王町	中央道	道路残地		671.33	S51.12.16	15,504		15,504	計画中	随意契約											
472	山梨県	竜王町	中央道	道路残地		671.32	S51.12.16	15,711		15,711	計画中	随意契約											
473	群馬県	富岡市	上信越道	道路残地		20,361.00	S61.3.14	366,581		366,581	計画中	随意契約											
474	長野県	上田市	上信越道	道路残地		151.56	H5.7.5	14,820		14,820	計画中	一般競争入札											
475	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地		855.64	H12.2.15	83,931		83,931	売却手続中	一般競争入札											
476	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地		164.23	H10.2.13	20,782		20,782	計画中	随意契約											
477	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地		96.53	H6.11.28	8,128		8,128	計画中	随意契約											
478	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地		63.33	H6.12.15	3,743		3,743	計画中	随意契約											
479	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地		136.32	H6.10.27	15,731		15,731	売却手続中	定価売却											
480	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地		139.58	H6.10.7	1,270		1,270	計画中	随意契約											
481	静岡県	静岡市	東名高速道路	道路残地		1,034.65	H7.7.19	80,216		80,216	売却手続中	一般競争入札											
482	静岡県	富士宮市	西富士道路	道路残地		115.01	S53.6.16	2,644		2,644	売却手続中	定価売却											
483	神奈川県	川崎市	東名高速道路	道路残地		102.57	S40.12.20	2,024		2,024	計画中	一般競争入札											
484	神奈川県	横浜市	東名高速道路	道路残地		447.96	S40.12.13	2,758		2,758	計画中	随意契約											
485	神奈川県	横浜市	東名高速道路	道路残地		85.96	S40.08.23	660		660	計画中	随意契約											
486	神奈川県	中井町	東名高速道路	道路残地		275.08	S41.09.14	407		407	計画中	随意契約											
487	静岡県	御殿場町	東名高速道路	道路残地		78.00	S42.04.21	553		553	計画中	随意契約											
488	静岡県	富士市	東名高速道路	道路残地		64.00	S39.12.17	319		319	計画中	随意契約											
489	静岡県	富士市	東名高速道路	道路残地		48.00	S40.12.01	479		479	計画中	随意契約											
490	静岡県	富士市	東名高速道路	道路残地		1,932.50	S40.08.24	6,080		6,080	計画中	随意契約											
491	静岡県	富士市	東名高速道路	道路残地		57.00	S40.05.07	274		274	計画中	随意契約											
492	静岡県	富士川町	東名高速道路	道路残地		391.99	S40.07.29	3,206		3,206	計画中	未定											
493	静岡県	蒲原町	東名高速道路	道路残地		219.35	S40.04.14	652		652	計画中	随意契約											
494	静岡県	静岡市	東名高速道路	道路残地		33.00	S40.03.10	174		174	計画中	随意契約											
495	静岡県	静岡市	東名高速道路	道路残地		295.26	S39.11.06	2,640		2,640	計画中	一般競争入札											
496	静岡県	静岡市	東名高速道路	道路残地		198.76	S41.11.09	1,901		1,901	計画中	随意契約											
497	静岡県	島田市	東名高速道路	道路残地		106.00	S41.09.22	287		287	計画中	随意契約											
498	静岡県	榛原町	東名高速道路	道路残地		371.00	S40.12.20	550		550	計画中	一般競争入札											
499	静岡県	榛原町	東名高速道路	道路残地		526.00	S40.12.20	242		242	計画中	随意契約											
500	静岡県	榛原町	東名高速道路	道路残地		1,661.00	S40.12.20	1,292		1,292	計画中	随意契約											
501	静岡県	菊川町	東名高速道路	道路残地		69.00	S41.10.27	141		141	計画中	随意契約											
502	静岡県	掛川市	東名高速道路	道路残地		230.49	S41.08.10	135		135	計画中	随意契約											
503	静岡県	磐田市	東名高速道路	道路残地		1,790.83	S41.05.09	2,040		2,040	計画中	一般競争入札											
504	静岡県	浜松市	東名																				





日本道路公団

NO	都道府県	市町村	施設名称	用途	施設概要 (面積(m) <sup>2</sup> ・構造等)	取得年月日	建設費 (千円)	減価償却累計額 (千円)	残存簿価 (千円)	処分の進捗状況	入札方式 (予定も含む)	募集期間	落札業者	落札価格 (万円)	予定価格 (万円)	落札率	応札社数	応札者	入札価格 (万円)	応札者	入札価格 (万円)	入札価格 (万円)	
																							入札価格 (万円)
660	福井県	敦賀市	古田刈宿舎	宿舎	659.74㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S51.3.22	91,910	28,652	63,258	計画中	一般競争入札												
661	愛知県	名古屋市中区	鍋屋上野住宅9号棟406号	宿舎	67.76㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S41.3.14	2,723	1,102	1,621	計画中	一般競争入札												
662	愛知県	名古屋市中区	鍋屋上野住宅9号棟403号	宿舎	67.76㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S41.3.14	2,723	1,102	1,621	計画中	一般競争入札												
663	愛知県	名古屋市中区	鍋屋上野住宅9号棟106号	宿舎	59.28㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S47.3.30	4,787	902	3,885	計画中	一般競争入札												
664	愛知県	名古屋市中区	鍋屋上野住宅5号棟105号	宿舎	67.76㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S41.3.14	2,873	1,190	1,682	計画中	一般競争入札												
665	愛知県	名古屋市中区	鍋屋上野住宅7号棟205号	宿舎	67.76㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S41.3.14	3,023	1,279	1,744	計画中	一般競争入札												
666	愛知県	名古屋市中区	相生山住宅40-502	宿舎	53.41㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S43.2.22	3,055	1,023	2,032	計画中	一般競争入札												
667	愛知県	名古屋市中区	相生山住宅41-502	宿舎	53.41㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S43.2.22	3,055	1,023	2,032	計画中	一般競争入札												
668	愛知県	名古屋市中区	相生山住宅43-502	宿舎	53.41㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S43.2.22	3,055	1,023	2,032	計画中	一般競争入札												
669	愛知県	名古屋市中区	相生山住宅44-502	宿舎	53.41㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S43.2.22	3,055	1,023	2,032	計画中	一般競争入札												
670	愛知県	名古屋市中区	相生山住宅49-102	宿舎	66.97㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S43.12.4	3,927	1,393	2,534	計画中	一般競争入札												
671	愛知県	名古屋市中区	小幡宿舎	宿舎	63.28㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S33.4.22	4,761	2,146	2,615	計画中	一般競争入札												
672	愛知県	名古屋市中区	小幡宿舎	宿舎	63.28㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S33.4.22	4,761	2,146	2,615	計画中	一般競争入札												
673	愛知県	一宮市	馬引宿舎	宿舎	93.40㎡、木造2階建て	S51.3.31	9,326	5,075	4,251	計画中	一般競争入札												
674	岐阜県	八幡町	八幡宿舎	宿舎	506.16㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S63.3.18	244,030	27,379	216,650	売却手続中	定価売却												
675	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ201号室	宿舎	75.99㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,701	2,193	3,508	計画中	未定												
676	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ202号室	宿舎	75.62㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,673	2,190	3,483	計画中	未定												
677	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ203号室	宿舎	75.62㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,673	2,190	3,483	計画中	未定												
678	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ201号室	宿舎	75.99㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,700	2,193	3,507	計画中	未定												
679	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ202号室	宿舎	75.62㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,673	2,190	3,483	計画中	未定												
680	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ203号室	宿舎	75.62㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,673	2,190	3,483	計画中	未定												
681	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ204号室	宿舎	75.99㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,700	2,193	3,507	計画中	未定												
682	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ201号室	宿舎	75.99㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,700	2,193	3,507	計画中	未定												
683	兵庫県	芦屋市	山芦屋リノ202号室	宿舎	75.62㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S43.3.6	5,673	2,190	3,483	計画中	未定												
684	兵庫県	尼崎市	元浜宿舎	宿舎	92.2㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S31.8.14	1,897	1,241	656	計画中	未定												
685	滋賀県	八日市市	八日市宿舎	宿舎	733.32㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S52.3.16	71,173	29,274	41,898	計画中	一般競争入札												
686	滋賀県	大津市	湖城ヶ丘宿舎	宿舎	61.27㎡、木造2階建て	S47.3.31	7,180	2,933	4,247	計画中	一般競争入札												
687	滋賀県	大津市	湖城ヶ丘宿舎	宿舎	74.53㎡、木造2階建て	S47.3.31	10,446	3,201	7,245	計画中	一般競争入札												
688	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	88.60㎡、木造2階建て	S52.3.17	14,280	6,362	7,918	計画中	一般競争入札												
689	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	88.60㎡、木造2階建て	S52.3.17	16,103	6,405	9,698	計画中	一般競争入札												
690	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	75.76㎡、木造2階建て	S52.3.17	13,754	5,729	8,025	計画中	一般競争入札												
691	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	86.11㎡、木造2階建て	S52.3.17	14,967	6,082	8,884	計画中	一般競争入札												
692	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	82.80㎡、木造2階建て	S52.3.17	15,257	5,963	9,294	計画中	一般競争入札												
693	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	82.80㎡、木造2階建て	S52.3.17	13,192	5,950	7,242	計画中	一般競争入札												
694	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	82.80㎡、木造2階建て	S52.3.17	14,137	5,936	8,201	計画中	一般競争入札												
695	滋賀県	栗東市	葉山宿舎	宿舎	84.46㎡、木造2階建て	S52.3.17	13,932	5,990	7,942	計画中	一般競争入札												
696	大阪府	島本町	島本寮	宿舎	566.52㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S56.3.25	129,822	42,402	87,780	計画中	一般競争入札												
697	大阪府	島本町	青葉119号棟307号	宿舎	65.84㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.3.30	7,490	1,996	5,494	計画中	未定												
698	大阪府	島本町	青葉119号棟206号	宿舎	61.17㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.3.30	6,903	1,828	5,075	計画中	未定												
699	大阪府	島本町	青葉119号棟305号	宿舎	61.17㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.3.30	6,903	1,828	5,075	計画中	未定												
700	京都府	京都市	深草宿舎	宿舎	441.77㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S48.6.15	30,527	13,660	16,867	計画中	未定												
701	京都府	京都市	上南田宿舎	宿舎	59.29㎡、木造2階建て	S32.10.15	1,176	716	460	計画中	未定												
702	兵庫県	西宮市	小松西町宿舎	宿舎	297.05㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S33.6.4	8,826	4,740	4,086	計画中	一般競争入札												
703	奈良県	生駒市	東生駒北カ-テ-1111号	宿舎	91.45㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S51.1.16	20,846	5,281	15,565	売却手続中	定価売却												
704	兵庫県	神戸市	須磨-ノ谷リノ119403号	宿舎	84.59㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.3.31	8,894	3,036	5,858	売却手続中	定価売却												
705	兵庫県	神戸市	須磨-ノ谷リノ119404号	宿舎	84.59㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.3.31	8,894	3,036	5,858	売却手続中	定価売却												
706	山口県	山口市	朝倉宿舎	宿舎	70.64㎡、木造平屋建て	S44.5.12	4,009	2,082	1,927	計画中	一般競争入札												
707	山口県	山口市	朝倉宿舎	宿舎	61.69㎡、木造平屋建て	S44.5.12	3,486	1,804	1,682	計画中	一般競争入札												
708	山口県	山口市	朝倉宿舎	宿舎	69.56㎡、木造平屋建て	S58.8.18	12,931	8,448		計画中	一般競争入札												
709	山口県	岩国市	岩国宿舎	宿舎	937.85㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S62.3.19	312,356	51,065	261,290	計画中	一般競争入札												
710	鳥取県	米子市	西福原宿舎	宿舎	85.12㎡、軽量鉄骨造2階建て	S48.11.27	8,706	4,988	3,719	計画中	随意契約												
711	鳥取県	米子市	上福原宿舎	宿舎	78.49㎡、軽量鉄骨造2階建て	S50.3.27	9,883	4,737	5,146	計画中	随意契約												
712	鳥取県	境港市	境港宿舎	宿舎	62.97㎡、木造2階建て	S45.3.13	3,776	2,534	1,242	計画中	随意契約												
713	愛媛県	伊予三島市	三島宿舎	宿舎	1,067.68㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S55.10.24	270,013	50,783	219,230	計画中	一般競争入札												
714	熊本県	人吉市	上薩摩瀬宿舎	宿舎	85.14㎡、軽量鉄骨造平屋建て	S57.1.29	19,126	7,896	11,231	計画中	一般競争入札												
715	熊本県	人吉市	上薩摩瀬宿舎	宿舎	85.14㎡、軽量鉄骨造平屋建て	S57.1.29	19,121	7,891	11,230	計画中	一般競争入札												
716	熊本県	人吉市	上薩摩瀬宿舎	宿舎	85.14㎡、軽量鉄骨造平屋建て	S57.1.29	19,179	7,946	11,233	計画中	一般競争入札												
717	熊本県	人吉市	上薩摩瀬宿舎	宿舎	85.14㎡、軽量鉄骨造平屋建て	S57.1.29	19,173	7,941	11,233	計画中	一般競争入札												
718	山口県	下関市	みもすそ川宿舎	宿舎	2,324.76㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S44.12.20	122,738	48,252	74,487	計画中	一般競争入札												
719	福岡県	福岡市	藤和城西コア312号	宿舎	74.55㎡、鉄筋コンクリート造7階建て	S50.11.1	10,003	4,576	5,427	計画中	一般競争入札												
720	山口県	下関市	長府安養寺宿舎	宿舎	389.52㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S53.3.31	47,510	16,939	30,570	計画中	一般競争入札												
721	大分県	湯布院町	川北宿舎	宿舎	91.11㎡、木造2階建て	S53.3.31	15,525	9,283	6,241	計画中	一般競争入札												
722	大分県	湯布院町	川北宿舎	宿舎	91.11㎡、木造2階建て	S53.3.31	15,525	9,283	6,241	計画中	一般競争入札												
723	大分県	湯布院町	川北宿舎	宿舎	91.11㎡、木造2階建て	S53.3.31	15,525	9,283	6,241	計画中	一般競争入札												
724	大分県	湯布院町	川北宿舎	宿舎	89.55㎡、木造平屋建て	S53.3.31	15,191	9,060	6,131	計画中	一般競争入札												
725	大分県	湯布院町	川北宿舎	宿舎	89.55㎡、木造平屋建て	S53.3.31	15,191	9,060	6,131	計画中	一般競争入札												
726	大分県	湯布院町	川北宿舎	宿舎	89.55㎡、木造平屋建て	S53.3.31	15,191	9,060	6,131	計画中	一般競争入札												
727	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グランドビル15号-203	宿舎	60.21㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	売却手続中	定価売却												
728	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グランドビル15号-202	宿舎	60.21㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S4																	

日本道路公団

NO	都道府県	市町村	施設名称	用途	施設概要 (面積(㎡)・構造等)	取得年月日	建設費 (千円)	減価償却累計額 (千円)	残存簿価 (千円)	処分の進捗状況	入札方式 (予定も含む)	募集期間	落札業者	落札価格 (万円)	予定価格 (万円)	落札率	応札社数	落札者	入札価格 (万円)	落札者	入札価格 (万円)
734	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-203	宿舍	60.21㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却済	一般競争入札	5月7日～5月27日	C	370	361	102.5%	1	C	370	-	-
735	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-205	宿舍	60.21㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	-	0.0%	0	-	-	-	-
736	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-302	宿舍	60.21㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	一般競争入札										
737	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-402	宿舍	60.21㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	一般競争入札										
738	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-404	宿舍	60.21㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	一般競争入札										
739	神奈川県	相模原市	新原町田グリーンプラザC2-206	宿舍	71.71㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S45.3.21	5,749	2,422	3,327	売却済	一般競争入札	5月7日～5月27日	新原町田(株)	685	678	101.0%	1	新原町田(株)	685	-	-
740	神奈川県	相模原市	新原町田グリーンプラザC4-301	宿舍	71.71㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S45.3.9	5,739	2,422	3,372	売却済	一般競争入札	5月7日～5月27日	新原町田(株)	690	682	101.2%	1	新原町田(株)	690	-	-
741	神奈川県	相模原市	新原町田グリーンプラザA2-402	宿舍	88.14㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S51.3.31	12,651	4,131	8,521	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	-	0.0%	1	新原町田(株)	535	-	-
742	神奈川県	相模原市	相模原原田ハイムA棟-105	宿舍	77.45㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S51.3.19	15,420	6,044	9,376	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	-	0.0%	1	新原町田(株)	511	-	-
743	神奈川県	相模原市	相模原原田ハイムA棟-503	宿舍	77.45㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S51.3.19	15,420	6,044	9,376	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	-	0.0%	1	新原町田(株)	670	-	-
744	神奈川県	大和市	大和が丘1イ 506号室	宿舍	99.90㎡、鉄筋コンクリート造7階建て	S54.3.22	19,178	6,563	12,614	売却手続中	一般競争入札										
745	神奈川県	大和市	大和が丘1イ 510号室	宿舍	57.60㎡、鉄筋コンクリート造7階建て	S54.3.22	12,203	4,368	7,835	売却手続中	一般競争入札										
746	神奈川県	平塚市	徳延宿舍	宿舍	632.20㎡、コンクリート造2階建て	S41.3.25	68,444	32,214	36,230	計画中	一般競争入札										
747	神奈川県	大磯町	大磯宿舍	宿舍	93.57㎡、木造2階建て	S53.11.22	25,719	10,776	14,943	計画中	一般競争入札										
748	神奈川県	大磯町	大磯宿舍	宿舍	91.50㎡、木造2階建て	S53.11.22	23,534	10,528	13,006	計画中	一般競争入札										
749	神奈川県	大磯町	大磯宿舍	宿舍	93.57㎡、木造2階建て	S53.11.22	24,886	9,724	15,162	計画中	一般競争入札										
750	埼玉県	さいたま市	浦和宿舍	宿舍	119.09㎡、木造2階建て	S50.3.20	25,996	9,700	16,295	計画中	一般競争入札										
751	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-103	宿舍	55.96㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,783	1,645	1,138	売却手続中	一般競争入札										
752	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-104	宿舍	55.96㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,783	1,645	1,138	売却手続中	一般競争入札										
753	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-204	宿舍	55.96㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,643	1,562	1,081	売却手続中	一般競争入札										
754	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-304	宿舍	55.96㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,643	1,562	1,081	売却手続中	一般競争入札										
755	千葉県	佐原市	佐原宿舍	宿舍	1,023.14㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S53.3.17	244,472	49,496	194,976	計画中	一般競争入札										
756	千葉県	千葉市	都町宿舍	宿舍	79.79㎡、木造2階建て	S53.9.25	24,250	9,121	15,129	計画中	一般競争入札										
757	千葉県	千葉市	都町宿舍	宿舍	81.98㎡、木造2階建て	S53.9.25	24,450	9,287	15,164	計画中	一般競争入札										
758	千葉県	千葉市	都町宿舍	宿舍	79.78㎡、木造2階建て	S53.9.25	25,624	8,934	16,690	計画中	一般競争入札										
759	千葉県	千葉市	西千葉グリーンプラザ303号室	宿舍	77.11㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S54.3.29	16,129	4,497	11,632	売却手続中	一般競争入札										
760	千葉県	千葉市	西千葉グリーンプラザ304号室	宿舍	77.11㎡、鉄筋コンクリート造5階建て	S54.3.29	16,129	4,497	11,632	売却手続中	一般競争入札										
761	茨城県	日立市	本意宿舍	宿舍	1,068.51㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S55.12.16	299,514	57,780	241,734	計画中	一般競争入札										
762	群馬県	沼田市	沼田宿舍	宿舍	2,356.51㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	S52.2.18	338,407	96,071	242,336	計画中	一般競争入札										
763	群馬県	草津町	草津宿舍	宿舍	98.17㎡、木造平屋建て	S58.9.5	53,187	15,441	37,746	計画中	随意契約										
764	群馬県	草津町	草津宿舍	宿舍	79.34㎡、木造平屋建て	S58.9.5	44,425	13,759	30,666	計画中	随意契約										
765	群馬県	草津町	草津宿舍	宿舍	79.34㎡、木造平屋建て	S58.9.5	43,984	13,367	30,616	計画中	随意契約										
766	群馬県	草津町	草津宿舍	宿舍	104.71㎡、木造平屋建て	S56.12.21	58,719	19,560	39,158	計画中	随意契約										
767	群馬県	草津町	草津宿舍	宿舍	79.34㎡、木造平屋建て	S56.12.21	44,177	14,522	29,655	計画中	随意契約										
768	群馬県	草津町	草津宿舍	宿舍	79.34㎡、木造平屋建て	S56.12.21	44,177	14,522	29,655	計画中	随意契約										
769	群馬県	草津町	草津宿舍	宿舍	98.17㎡、木造平屋建て	S56.12.21	53,278	16,654	36,624	計画中	随意契約										
770	長野県	軽井沢町	八ツ代宿舍A	宿舍	76.86㎡、木造2階建て	S53.2.13	12,729	7,381	5,347	計画中	一般競争入札										
771	長野県	軽井沢町	八ツ代宿舍B	宿舍	69.42㎡、木造平屋建て	S53.2.13	11,856	6,650	5,206	計画中	一般競争入札										
772	長野県	茅野市	かやの寮	宿舍	677.45㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S61.3.20	245,339	37,757	207,582	計画中	一般競争入札										
773	福島県	福島市	吾妻高原荘	保養施設	627.00㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S48.1.18	229,978	49,448	180,530	計画中	一般競争入札										
774	滋賀県	大津市	近江荘	保養施設	986.30㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	H3.3.25	544,908	103,697	441,211	計画中	一般競争入札										
775	山口県	下関市	源平寮	保養施設	726.07㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S57.3.31	193,237	54,666	138,570	計画中	一般競争入札										
776	大分県	湯布院町	湯布院山荘	保養施設	553.00㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S60.3.20	276,690	75,176	201,514	計画中	一般競争入札										
777	神奈川県	箱根町	箱根山荘	保養施設	699.37㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S53.7.5	127,337	27,039	100,298	計画中	一般競争入札										
778	静岡県	伊東市	伊豆高原荘	保養施設	1,208.67㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S61.3.31	742,213	150,315	591,898	計画中	一般競争入札										
779	栃木県	那須町	那須高原荘	保養施設	1,175.31㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	H5.3.25	802,423	125,268	677,155	計画中	一般競争入札										
780	長野県	茅野市	薬料高原荘	保養施設	1,894.77㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	H4.12.4	2,153,194	256,725	1,896,469	計画中	一般競争入札										
781	三重県	菟野町	湯の山荘	保養施設	499.21㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S49.6.20	155,282	37,183	118,099	計画中	一般競争入札										
782	岩手県	松尾村	安比高原グランドウイ33	保養施設	138.91㎡、鉄筋コンクリート造13階建て	H3.12.12	90,540	17,054	73,486	計画中	一般競争入札										
783	京都府	富津市	マリンピア天橋立	保養施設	122.83㎡、鉄筋コンクリート造14階建て	H5.3.31	83,000	14,059	68,941	計画中	一般競争入札										
784	和歌山県	田辺市	南紀田辺東急リゾートウイング	保養施設	202.93㎡、鉄筋コンクリート造19階建て	H5.3.31	186,739	41,976	144,763	計画中	一般競争入札										
785	鳥取県	大山町	大山あけまの森	保養施設	229.45㎡、鉄筋コンクリート造4階建て	H3.3.20	126,636	23,653	102,983	計画中	一般競争入札										
786	三重県	鳥羽市	ウツリ島鳥羽リゾート	保養施設	160.94㎡、鉄筋コンクリート造14階建て	H8.8.2	97,361	11,193	86,168	計画中	一般競争入札										
787	神奈川県	湯河原町	湯河原ウイング	保養施設	199.56㎡、鉄筋コンクリート造8階建て	S57.3.18	71,169	19,360	51,810	計画中	一般競争入札										
788	千葉県	鴨川市	鴨川リゾートカブ	保養施設	326.23㎡、鉄筋コンクリート造33階建て	H4.12.10	179,642	31,673	147,969	計画中	一般競争入札										
789	群馬県	長野原町	グランド軽井沢リゾートウイング	保養施設	110.80㎡、鉄筋コンクリート造13階建て	H10.8.11	28,700	2,317	26,383	計画中	一般競争入札										
790	兵庫県	神戸市	六甲山荘	保養施設	324.83㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S58.11.14	159,249	36,926	122,323	売却手続中	一般競争入札										
791	栃木県	日光市	日光湯元荘	保養施設	809.51㎡、鉄筋コンクリート造2階建て	S56.9.16	435,601	108,764	326,837	売却手続中	一般競争入札										
792	新潟県	湯沢町	西沢ウイング	保養施設	49.81㎡、鉄筋コンクリート造13階建て	S60.11.30	15,199	4,160	11,040	売却手続中	一般競争入札	6月9日～7月23日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
793	京都府	久美浜町	リゾートウイング久美浜	保養施設	39.75㎡、鉄筋コンクリート造7階建て	S60.3.28	13,999	3,855	10,144	売却手続中	随意契約										
794	山梨県	山中湖村	リゾートウイング山中湖	保養施設	158.63㎡、鉄筋コンクリート造3階建て	S51.7.29															

## 処分可能な保有資産リスト 用語の定義

### 用途

道路残地・・・高速道路事業等の建設の際に必要とされ取得したものの、現在事業の用に供されておらず、今後もその予定がないもの

宿舎跡地・・・従前職員宿舎が存置していたが、建物が取り壊され更地になっているもの

代替地・・・代替地として取得したが、地権者へ提供するに至らなかったもの

宿舎・・・利用予定のない職員宿舎であり、建物が存置しているもの

保養施設・・・職員の福利厚生施設

### 建設費

当該土地の取得価額を記入。当該土地に建物が存置しているものについては、土地及び建物の取得価額（平成 15 年 3 月 31 日までに増加及び減少した額を含む）の合計額を記入。

### 減価償却累計額

当該土地に建物が存置しているものについて、平成 15 年 3 月 31 日時点における当該建物の減価償却累計額を記入。

### 残存簿価

当該土地の取得価額を記入。当該土地に建物が存置しているものについては、当該土地の取得価額と平成 15 年 3 月 31 日時点における減価償却後の建物残存簿価との合計額を記入。

### 処分の進捗状況

売却済・・・平成 15 年度に既に売却を行った資産

不落札・・・平成 15 年度に既に入札を行ったが不落札であった資産

売却手続中・・・平成 15 年度に売却手続を行うべく準備を行っている資産

計画中・・・今後売却手続を行う予定の資産

### 入札方式（予定も含む）

一般競争入札予定資産・・・一般競争入札

あらかじめ価格を公示し売却を行う予定資産・・・定価売却

随意契約予定資産・・・随意契約

境界確定等売却にあたり問題解決が必要な資産・・・未定

### 落札業者・応札者

個人名については、個人情報保護のためアルファベットにより表記。



# 平成15年度 既に一般競争入札等に付して売却手続きを行った不動産について

日本道路公団

No	都道府県	市町村	施設名称	用途	資産概要(面積(m <sup>2</sup> )-構造等)	取得年月日	建設費(千円)	減価償却累計額(千円)	残存簿価(千円)	公告媒体	公告場所			処分の進捗状況	入札方式(予定も含む)	募集期間	入札場所(契約機関)	落札業者	落札価格(万円)	予定価格(万円)	落札率	応札社数	応札者	入札価格(万円)	応札者	入札価格(万円)	備考	
											新聞	ホームページ	庁舎内掲示															
1	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ15号-205	宿舍	60.21㎡、鉄筋2階建て5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	不落札	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	応札なし				0	-	-	-	-		
2	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-203	宿舍	60.21㎡、鉄筋2階建て5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	売却済	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	C	370	361	102.5%	1	C	370	-	-		
3	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-205	宿舍	60.21㎡、鉄筋2階建て5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	不落札	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	応札なし				0	-	-	-	-		
4	神奈川県	相模原市	相模原駅西口14A棟-105	宿舍	77.45㎡、鉄筋2階建て5階建て	S51.3.19	15,420	6,044	9,376	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	不落札	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	不落				1	(有)マーケットラスト	511	-	-		
5	神奈川県	相模原市	相模原駅西口14A棟-503	宿舍	77.45㎡、鉄筋2階建て5階建て	S51.3.19	15,420	6,044	9,376	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	不落札	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	不落				1	(有)マーケットラスト	670	-	-		
6	神奈川県	相模原市	新原町田グリーンプラザ2-206	宿舍	71.71㎡、鉄筋2階建て5階建て	S45.3.21	5,749	2,422	3,327	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	売却済	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	(有)マーケットラスト	685	678	101.0%	1	(有)マーケットラスト	685	-	-		
7	神奈川県	相模原市	新原町田グリーンプラザ4-301	宿舍	71.71㎡、鉄筋2階建て5階建て	S45.3.9	5,739	2,367	3,372	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	売却済	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	(有)マーケットラスト	690	682	101.2%	1	(有)マーケットラスト	690	-	-		
8	神奈川県	相模原市	新原町田グリーンプラザ2-402	宿舍	88.14㎡、鉄筋2階建て5階建て	S51.3.31	12,651	4,131	8,521	業界新聞、ホームページ、庁舎内掲示	『住宅新報』	JHホームページ	JH東京建設局	不落札	一般競争入札	5月7日-5月27日	JH東京建設局	不落				1	(有)マーケットラスト	535	-	-		
9	新潟県	湯沢町	西武グイン畜場	保養施設	49.81㎡、鉄筋2階建て13階建て	S60.3.28	15,199	4,160	11,040	ホームページ、庁舎内・休憩施設掲示	-	JHホームページ	JH関西支社・北陸支社 関越道の休憩施設 (谷川原PA・塩沢石打PA)	売却手続中	一般競争入札	6月9日-7月23日	JH東京建設局(関西支社)											8月21日 入札予定
10	山梨県	山中湖村	湖畔・山中湖	保養施設	158.63㎡、鉄筋2階建て3階建て	S51.7.29	23,021	8,151	14,870	-	-	-	売却済	随意契約	-	-	-	(有)マーケットラスト	875	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	京都府	久美浜町	リゾ・ビア久美浜	保養施設	39.75㎡、鉄筋2階建て7階建て	S60.11.30	13,999	3,855	10,144	-	-	-	売却手続中	随意契約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

No1、3、4、5、8の物件については、今後予め価格を公示して購入希望者を公募する方法により売却手続を行なう予定

## 平成 15年度 処分可能な保有資産の処分計画

### 日本道路公団

1 一般競争入札に付す予定の物件 …… 別添 1のとおり(50箇所)

2 あらかじめ価格を公示して購入希望者を公募する予定の物件 …… 別添 2のとおり(72箇所)

過去に一般競争入札に付したが、応札希望者がいなかった物件、又は入札を実施したが落札者がいなかった(不落)物件等について、あらかじめ価格を公示して購入希望者を募り売却する制度を導入予定。

個人は、一般的に不動産価格についての知識が少なく自主的な価格の設定が困難、あるいは、資金調達の目処を立てにくいなどの理由により購入しにくいものとなっていたが、この制度導入により、このような土地価格の知識に馴染みがないことなどにより入札参加を断念していた層への幅広い購入需要に対応。

3 隣接地所有者等に売却交渉を実施する物件 …… 概ね 80箇所

当該物件は、上記 1, 2のように募集広告を行って売却手続きを進める物件とは違い、形状や規模の面から隣接地所有者等に利用が限定され、1物件毎に全ての隣接地所有者等との売却交渉が必要である。

これら物件は、隣接地所有者数、過去の交渉熟度等が物件毎に全て状況が異なることから、計画にあたっては箇所付けは行わず計画箇所数を定め、状況に応じた売却交渉を実施するように現地局を指導してきているところである。

上記 1、2及び 3の箇所数の中には、既に実施された箇所も含まれる。

処分可能な保有資産リスト(平成15年度)

NO.	都道府県	市町村	施設名称	用途	施設概要 (面積(m <sup>2</sup> ・構造等)	取得年月日	建設費 (千円)	減価償却累計額 (千円)	残存簿価 (千円)	処分の進捗状況	入札方式 (予定も含む)	募集期間	落札業者	落札価格 (円)	予定価格 (円)	落札率	応札数	応札者	入札価格 (円)	入札者	入札価格 (円)		
1	兵庫県	西宮市	中国道	道路残地	285.57	H8.12.18	36,585		36,585	売却手続中	一般競争入札												
2	兵庫県	西宮市	中国道	道路残地	191.54	H8.12.18	24,825		24,825	売却手続中	一般競争入札												
3	兵庫県	西宮市	中国道	道路残地	240.48	H8.12.18	30,498		30,498	売却手続中	一般競争入札												
4	埼玉県	上里町	閉越道	道路残地	4,095.00	H2.6.19	27,158		27,158	売却手続中	一般競争入札												
5	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地	310.84	H3.12.4	107,457		107,457	売却手続中	一般競争入札												
6	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地	469.85	H11.1.17	12,509		12,509	売却手続中	一般競争入札												
7	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地	855.64	H12.2.15	83,931		83,931	売却手続中	一般競争入札												
8	静岡県	静岡市	東名高速道路	道路残地	1,034.65	H7.7.19	80,216		80,216	売却手続中	一般競争入札												
9	福井県	敦賀市	敦賀保養所	宿舍跡地	823.77	S64.3.22	15,597		15,597	売却手続中	一般競争入札												
10	兵庫県	宝塚市	中山荘園	宿舍跡地	231.81	S51.4.1	22,444		22,444	売却手続中	一般競争入札												
11	大阪府	大阪市	長居町宿舍	宿舍跡地	149.58	S32.4.16	614		614	売却手続中	一般競争入札												
12	兵庫県	西宮市	別荘	宿舍跡地	1,304.75	S52.3.31	213,940		213,940	売却手続中	一般競争入札												
13	兵庫県	神戸市	魚崎町宿舍	宿舍跡地	128.75	S32.12.24	610		610	売却手続中	一般競争入札												
14	大阪府	豊中市	服部寿町宿舍	宿舍跡地	1,305.77	S36.6.5	7,781		7,781	売却手続中	一般競争入札												
15	兵庫県	神戸市	墨阪台宿舍	宿舍跡地	347.50	S42.3.28	4,014		4,014	売却手続中	一般競争入札												
16	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	152.50	H4.3.4	29,356		29,356	売却手続中	一般競争入札												
17	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	207.63	H4.3.4	39,097		39,097	売却手続中	一般競争入札												
18	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	224.04	H4.3.4	42,992		42,992	売却手続中	一般競争入札												
19	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	221.60	H4.3.4	43,500		43,500	売却手続中	一般競争入札												
20	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	174.57	H4.3.4	34,373		34,373	売却手続中	一般競争入札												
21	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	141.35	H4.3.4	28,694		28,694	売却手続中	一般競争入札												
22	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	151.71	H4.3.4	31,328		31,328	売却手続中	一般競争入札												
23	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	225.85	H4.3.4	46,751		46,751	売却手続中	一般競争入札												
24	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	124.25	H4.3.4	23,483		23,483	売却手続中	一般競争入札												
25	埼玉県	入間市	團尖道	代替地	180.76	H4.3.4	30,530		30,530	売却手続中	一般競争入札												
26	東京都	府中市	中央道	代替地	341.92	S37.9.27	2,586		2,586	売却手続中	一般競争入札												
27	奈良県	生駒市	東生駒北がーテイル101	宿舍	91.45m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造3階建て	S51.1.16	20,846	5,281	15,565	売却手続中	一般競争入札												
28	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10415号-203	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	売却手続中	一般競争入札												
29	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10415号-302	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	売却手続中	一般競争入札												
30	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10415号-303	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	売却手続中	一般競争入札												
31	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10415号-304	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	売却手続中	一般競争入札												
32	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10415号-402	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	売却手続中	一般競争入札												
33	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10415号-405	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,057	5,267	売却手続中	一般競争入札												
34	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10416号-203	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	一般競争入札												
35	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10416号-302	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	一般競争入札												
36	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10416号-402	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	一般競争入札												
37	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷ヶ V-10416号-404	宿舍	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	一般競争入札												
38	神奈川県	相模原市	新原町田ヶ V-10416C2-206	宿舍	71.71m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S45.3.21	5,749	2,422	3,327	売却済	一般競争入札	5月7日～5月27日	.....	685	678	101.0%	1	.....	685	-	-		
39	神奈川県	相模原市	新原町田ヶ V-10416C4-301	宿舍	71.71m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S45.3.21	5,739	2,367	3,372	売却済	一般競争入札	5月7日～5月27日	.....	690	682	101.2%	1	.....	690	-	-		
40	神奈川県	大和市	大和山101ヶ 506号室	宿舍	99.90m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造7階建て	S54.3.22	19,178	6,563	12,614	売却手続中	一般競争入札												
41	神奈川県	大和市	大和山101ヶ 510号室	宿舍	57.60m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造7階建て	S54.3.22	12,203	4,368	7,835	売却手続中	一般競争入札												
42	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-103	宿舍	55.96m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,783	1,645	1,138	売却手続中	一般競争入札												
43	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-104	宿舍	55.96m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,783	1,645	1,138	売却手続中	一般競争入札												
44	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-204	宿舍	55.96m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,643	1,562	1,081	売却手続中	一般競争入札												
45	千葉県	船橋市	南海神宿舍5-304	宿舍	55.96m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S41.1.24	2,643	1,562	1,081	売却手続中	一般競争入札												
46	千葉県	千葉市	西千葉ヶ V-10419303号室	宿舍	77.11m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S54.3.29	16,129	4,497	11,632	売却手続中	一般競争入札												
47	千葉県	千葉市	西千葉ヶ V-10419304号室	宿舍	77.11m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て	S54.3.29	16,129	4,497	11,632	売却手続中	一般競争入札												
48	兵庫県	神戸市	六甲山荘	保養施設	324.83m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造2階建て	S58.11.14	159,249	36,926	122,323	売却手続中	一般競争入札												
49	栃木県	日光市	日光湯元荘	保養施設	809.51m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造2階建て	S56.9.16	435,601	108,764	326,837	売却手続中	一般競争入札												
50	新潟県	湯沢町	西武ヶ びら苗場	保養施設	49.81m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造13階建て	S60.11.30	15,199	4,160	11,040	売却手続中	一般競争入札	6月9日～7月23日											
	合計						1,810,983	206,857	1,604,126					1,745									

処分可能な保有資産リスト(平成15年度)

別添2

整理番号130

NO	都道府県	市町村	施設名称	用途	施設概要 (面積(m <sup>2</sup> )・構造等)	取得年月日	建設費 (千円)	減価償却累計額 (千円)	残存簿価 (千円)	処分の進捗状況	入札方式 (予定も含む)	募集期間	落札業者	落札価格 (万円)	予定価格 (万円)	落札率	応札社数	落札者	入札価格 (万円)	入札価格 (万円)		
1	滋賀県	大津市	名神高速道路	道路残地		38.13	S34.9.14	18	18	売却手続中	定価売却											
2	滋賀県	大津市	名神高速道路	道路残地		152.40	S34.9.14	73	73	売却手続中	定価売却											
3	兵庫県	夢前町	中国道	道路残地		41.28	S47.6.23	310	310	売却手続中	定価売却											
4	和歌山県	和歌山市	和歌山道	道路残地		112.11	S49.1.30	6,120	6,120	売却手続中	定価売却											
5	大阪府	茨木市	名神高速道路(改築)	道路残地		383.32	H5.9.24	114,114	114,114	売却手続中	定価売却											
6	大阪府	茨木市	名神高速道路(改築)	道路残地		92.88	S35.9.6	49,895	49,895	売却手続中	定価売却											
7	大阪府	高槻市	名神高速道路(改築)	道路残地		190.27	H5.1.29	54,436	54,436	売却手続中	定価売却											
8	大阪府	高槻市	名神高速道路(改築)	道路残地		193.85	S62.3.20	39,933	39,933	売却手続中	定価売却											
9	神奈川県	横浜市	横浜横須賀道路	道路残地		106.76	S47.6.21	3,840	3,840	売却手続中	定価売却											
10	神奈川県	横浜市	横浜横須賀道路	道路残地		106.76	S47.6.21	3,840	3,840	売却手続中	定価売却											
11	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		100.64	H3.12.27	51,887	51,887	売却手続中	定価売却											
12	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		214.18	H5.3.19	136,944	136,944	売却手続中	定価売却											
13	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		95.10	H5.3.31	40,351	40,351	売却手続中	定価売却											
14	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		103.64	H2.8.17	43,974	43,974	売却手続中	定価売却											
15	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		158.69	H2.10.31	66,015	66,015	売却手続中	定価売却											
16	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		121.45	H2.7.24	51,021	51,021	売却手続中	定価売却											
17	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		244.43	H3.6.3	36,371	36,371	売却手続中	定価売却											
18	神奈川県	厚木市	東名高速道路	道路残地		158.55	H5.2.24	120,482	120,482	売却手続中	定価売却											
19	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		98.88	H4.6.26	42,069	42,069	売却手続中	定価売却											
20	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		182.77	H3.6.6	61,100	61,100	売却手続中	定価売却											
21	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		120.24	H3.12.9	40,196	40,196	売却手続中	定価売却											
22	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		204.54	H5.8.2	71,159	71,159	売却手続中	定価売却											
23	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		139.46	S63.11.22	74,381	74,381	売却手続中	定価売却											
24	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		171.94	H1.3.30	82,537	82,537	売却手続中	定価売却											
25	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		141.74	S63.9.30	55,392	55,392	売却手続中	定価売却											
26	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		289.23	S63.10.17	114,130	114,130	売却手続中	定価売却											
27	神奈川県	伊勢原市	東名高速道路	道路残地		287.13	H2.4.27	108,707	108,707	売却手続中	定価売却											
28	神奈川県	秦野市	東名高速道路	道路残地		138.32	H3.3.14	43,438	43,438	売却手続中	定価売却											
29	神奈川県	秦野市	東名高速道路	道路残地		254.98	H3.12.25	93,327	93,327	売却手続中	定価売却											
30	神奈川県	秦野市	東名高速道路	道路残地		159.64	H2.11.28	56,894	56,894	売却手続中	定価売却											
31	神奈川県	秦野市	東名高速道路	道路残地		133.05	H2.10.24	43,290	43,290	売却手続中	定価売却											
32	神奈川県	秦野市	東名高速道路	道路残地		172.45	H2.6.29	28,076	28,076	売却手続中	定価売却											
33	神奈川県	秦野市	東名高速道路	道路残地		159.90	H2.6.29	53,263	53,263	売却手続中	定価売却											
34	神奈川県	秦野市	東名高速道路	道路残地		299.86	H4.4.8	113,851	113,851	売却手続中	定価売却											
35	埼玉県	鶴ヶ島市	圏央道	道路残地		244.46	H4.7.29	64,171	64,171	売却手続中	定価売却											
36	埼玉県	狹山市	圏央道	道路残地		186.52	H2.12.12	30,776	30,776	売却手続中	定価売却											
37	埼玉県	狹山市	圏央道	道路残地		234.34	H3.11.29	39,439	39,439	売却手続中	定価売却											
38	東京都	青梅市	圏央道	道路残地		395.90	H6.3.17	109,704	109,704	売却手続中	定価売却											
39	静岡県	焼津市	東名高速道路	道路残地		136.32	H6.10.27	15,731	15,731	売却手続中	定価売却											
40	静岡県	富士宮市	西富士道路	道路残地		115.01	S53.6.16	2,644	2,644	売却手続中	定価売却											
41	大阪府	豊中市	岡町宿舎	宿舎跡地		191.55	S34.3.2	722	722	売却手続中	定価売却											
42	東京都	武蔵野市	武蔵野宿舎	宿舎跡地		532.53	S43.3.22	17,841	17,841	売却手続中	定価売却											
43	神奈川県	横浜市	綱島宿舎	宿舎跡地		202.05	S46.04.10	11,502	11,502	売却手続中	定価売却											
44	神奈川県	川崎市	宮崎宿舎	宿舎跡地		162.70	S46.08.16	9,097	9,097	売却手続中	定価売却											
45	神奈川県	横浜市	長津田宿舎	宿舎跡地		199.00	S43.02.13	3,910	3,910	売却手続中	定価売却											
46	神奈川県	横浜市	長津田宿舎	宿舎跡地		199.00	S43.02.13	3,906	3,906	売却手続中	定価売却											
47	埼玉県	岩槻市	和土住宅	宿舎跡地		143.82	S49.3.23	6,065	6,065	売却手続中	定価売却											
48	埼玉県	岩槻市	和土住宅	宿舎跡地		143.74	S49.3.23	6,015	6,015	売却手続中	定価売却											
49	埼玉県	岩槻市	和土住宅	宿舎跡地		143.76	S49.3.23	6,054	6,054	売却手続中	定価売却											
50	埼玉県	岩槻市	和土住宅	宿舎跡地		143.72	S49.3.23	6,015	6,015	売却手続中	定価売却											
51	埼玉県	岩槻市	和土住宅	宿舎跡地		169.96	S49.3.23	6,505	6,505	売却手続中	定価売却											
52	愛知県	尾西市	東海北陸道	代替地		2,692.50	H6.3.1	366,988	366,988	売却手続中	定価売却											
53	愛知県	木曽川町	東海北陸道	代替地		503.17	H4.9.18	74,620	74,620	売却手続中	定価売却											
54	愛知県	尾西市	東海北陸道	代替地		954.44	H6.3.11	129,040	129,040	売却手続中	定価売却											
55	愛知県	尾西市	東海北陸道	代替地		815.77	H6.3.1	107,854	107,854	売却手続中	定価売却											
56	愛知県	一宮市	東海北陸道	代替地		1,942.19	S63.3.30	264,720	264,720	売却手続中	定価売却											
57	愛知県	一宮市	東海北陸道	代替地		793.79	H4.3.13	165,585	165,585	売却手続中	定価売却											
58	愛知県	一宮市	東海北陸道	代替地		780.30	H4.7.9	106,791	106,791	売却手続中	定価売却											
59	京都府	大山崎町	名神高速道路(改築)	代替地		145.96	H1.10.11	27,316	27,316	売却手続中	定価売却											
60	大阪府	高槻市	名神高速道路(改築)	代替地		152.96	S61.6.12	21,512	21,512	売却手続中	定価売却											
61	大阪府	高槻市	名神高速道路(改築)	代替地		177.07	S61.6.12	18,676	18,676	売却手続中	定価売却											
62	大阪府	高槻市	名神高速道路(改築)	代替地		142.81	S61.6.12	18,829	18,829	売却手続中	定価売却											
63	東京都	青梅市	圏央道	代替地		165.82	H4.3.26	53,892	53,892	売却手続中	定価売却											
64	東京都	青梅市	圏央道	代替地		179.28	H4.3.26	52,888	52,888	売却手続中	定価売却											
65	岐阜県	八幡町	八幡宿舎	宿舎	506.16m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造3階建て		S63.3.18	244,030	27,379	216,650	売却手続中	定価売却										
66	兵庫県	神戸市	須磨一ノ谷グリーンプラザ403号	宿舎	84.59m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て		S48.3.31	8,894	3,036	5,858	売却手続中	定価売却										
67	兵庫県	神戸市	須磨一ノ谷グリーンプラザ404号	宿舎	84.59m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て		S48.3.31	8,894	3,036	5,858	売却手続中	定価売却										
68	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ15号-205	宿舎	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て		S48.1.19	7,324	5,267	2,057	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	0.0%	0	-	-	-	-	-
69	千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷グリーンプラザ16号-205	宿舎	60.21m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て		S48.1.19	7,324	2,064	5,260	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	0.0%	0	-	-	-	-	-
70	神奈川県	相模原市	新原町田グリーンプラザA2-402	宿舎	88.14m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て		S51.3.31	12,651	4,131	8,521	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	0.0%	1	010-7000-0000	535	-	-	-
71	神奈川県	相模原市	相模原市川口IIA棟-105	宿舎	77.45m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て		S51.3.19	15,420	6,044	9,376	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	0.0%	1	010-7000-0000	511	-	-	-
72	神奈川県	相模原市	相模原市川口IIA棟-503	宿舎	77.45m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造5階建て		S51.3.19	15,420	6,044	9,376	売却手続中	定価売却	5月7日～5月27日	-	-	0.0%	1	010-7000-0000	670	-	-	-
	合計							3,970,199	53,791	3,916,408				0								

NO68～72については、既に平成15年度に一般競争入札に付したが不落であったもの募集期間の欄以降は一般競争入札に付した際のデータを記入

保有資産については、原則として一般競争入札により、ただちに売却を進めていく予定」の「原則として」の意味するところについて

日本道路公団

当公団の不動産管理に関する事務を定めた「日本道路公団不動産管理規程実施細則」第13条において、「不動産を売却しようとする場合の契約方法は、競争契約の方法によるものとする。」と規定されているところ。

ただし、国、地方公共団体その他これに準ずる者において、公用若しくは公共の用に供するとき、旧土地所有者又は当該土地の隣接地の所有者に売却するとき等は上記によらず随意契約の方法により売却処分することができる」とされている。

今回、処分可能な保有資産に計上したものの中には、形状や規模の面から隣接地所有者等に利用が限定されるものも含まれている。これらの物件については、一般競争入札には馴染まなく、1物件ごとに全ての隣接地所有者等に対し交渉を行い、随意契約の方法により売却処分をしなければならないと考えている。

よって、売却処分に当たっては一般競争入札を基本とするが、上記理由により一般競争入札に馴染まない場合は、随意契約の方法により売却処分を行うという意味で「原則として」の表現を用いたところである。

## 阪神高速道路公団

問 建設中止を決定した大阪泉北線について、中止に至る経緯、この区間の事業費など概要をご説明いただきたい。

(答)

## 1.大阪泉北線の概要

区 間 :大阪市阿倍野区美章園 3丁目 ~ 同市住吉区山之内 1丁目

延 長 :4.8km

車線数 :6車線 (暫定整備時 4車線)

構 造 :高架構造 (JR 阪和線との一体構造)

事業費 :2,418億円 (6車線整備時)

2,079億円 (4車線暫定整備時)

## 2.事業経緯

昭和 56年 7月 1・3・11号大阪泉北線として都市計画決定

昭和 57年 5月 大阪市道高速大阪泉北線として基本計画指示

昭和 58年 5月 工事実施計画書の認可

阪神公団が事業着手

(JR 阪和線立体交差事業と一体高架構造)

平成 7年 10月 平成 7年 1月の阪神・淡路大震災を受け、防災的見地から、大阪  
市会で「地下化を含めた事業内容の再検討」の請願採択

平成 10年 3月 大阪市の提案を受け入れ、地元関係機関 4者で方針を合意

阪和線と泉北線の構造を分離

泉北線は後施工とするが、構造等については地下構造を  
含めて引き続き検討 等

都市計画決定された高架構造については抜本的見直しを決  
定されたもの。このため、平成 10年度以降、大阪泉北線につ  
いては事業予算を計上していない。

平成 15年 3月 31日

工事の廃止許可 (道路整備特別措置法第 9条)

(JR 阪和線と一体高架構造が事実上不可能であることから工  
期を延期せず廃止)

工事廃止公告 (平成 15年阪神公団公告第 9号)

(道路整備特別措置法第 10条第 2項)

問 委員会にこれまで提出された資料では、阪神公団の残事業箇所として、すでに大阪泉北線は入っていなかった。これは昨年時点で概ね中止の方向でまとまりつつあったため、残事業箇所として挙げるのが適切でないという判断であったためか。

(答)

事業経緯で述べたとおり、平成10年3月に高架構造の抜本の見直しが決定され、構造等の事業計画が未確定であるため、残事業箇所として挙げることは適切でないと判断した。

問 大阪泉北線の残事業費は新聞報道によると道路部分が2,000億円というところだが、この費用は、委員会にこれまでに説明されている阪神公団の残事業費総額の内にはもともと含まれていなかったと考えてよいか。

(答)

事業経緯で述べたとおり、平成10年3月に高架構造の抜本の見直しが決定され、構造等の事業計画が未確定であるため、残事業箇所として挙げることは適切でないと判断した。したがって、委員会に説明している残事業費総額に大阪泉北線の残事業費は含まれていない。

## 高速道路料金に関する質問事項に対する回答

日本道路公団

(質問前文)

JH の高速道路料金は現行 1 キロあたりの料金が普通車 24.6 円で、ターミナルチャージ150 円が固定費であるから、《 $(24.6 \times \text{走行距離} + 150) \times \text{消費税 } 1.05$ 》と計算式によって通行料は一律に算出されるのが原則である。

しかしJH のHP ([http://www.jhnet.go.jp/format/index2\\_05.html](http://www.jhnet.go.jp/format/index2_05.html))の「料金制度の概要」(PDF の p59)によると

- ・ 「1 料金体系」において、「なお、大都市周辺の住宅密集区間のように料金所の設置に構造上の制約があり、また大量の交通量の円滑な処理を図るとともに、周辺環境に対しても配慮を要する区間においては、例外として均一制料金が採用されています」とある。
- ・ また「2 対距離制の料金水準」において、「建設費が著しく高く、その利用による受益が極めて大きい長大トンネル、海峡連絡橋及び大都市近郊などの区間については特別な料金が設定されています」

と記載されている。

「例外として均一制料金」ということの意味は、原則として対距離制だが例外的にゾーン制を採用しているという理解でよいか。均一制料金の正確な定義を教えてください。また、「周辺環境に対しても配慮を要する区間」とはどういうことか。どうしてこのような区間に対距離制ではなくゾーン制を設定しなければならないのか、メリットを教えてください。

高速道路の料金は、原則として利用距離に応じて料金が設定されている（対距離制）が、次のような区間内での高速道路の利用については、例外的に均一料金制を採用している。

- (イ) 大都市周辺で、高速道路と並行して一般国道が整備されるような構造のため、用地上の制約があり、料金所施設の設置が困難で対距離制による料金の徴収が特に難しい区間
- (ロ) 交通の円滑化による利用者の利便性の向上、環境保全対策、料金徴収業務の省力化等の観点から、大都市周辺の交通量が多く、特にその域内交通がきわめて多い区間

したがって、高速道路料金における均一料金制は、いわゆるゾーン料金制ではなく、上記要件に該当する区間内における高速道路の利用に関する料金を一定額にするというものである。

均一料金制を採用した場合、利用距離に応じて料金を設定する場合と異なり、入口



と出口の2箇所に料金所を設ける必要がなく、しかも均一料金で徴収し得ることから、料金徴収のための停車回数が1回で済むとともに徴収料金が単純化することからサービスタイムが短縮し、利用者の利便性の向上及び料金徴収業務の省力化に資する。

停車・発進が発生する箇所である料金所を減らすことが可能となり、排気ガス対策等環境対策に資する。

必要用地が軽減でき都市部の用地確保が困難な路線においてもIC設置が可能となる。

といったメリットがある。

なお、均一料金制の採用については、道路審議会答申に盛り込まれているほか、高速自動車国道等の料金及び料金の徴収期間等に関する省令においても規定されているところ。

均一料金制を採用している区間

道央道・札幌道（札幌南～札幌西）、外環道（大泉～三郷）、中央道（高井戸～八王子）、東名阪道（高針ジャンクション～名古屋西）、西名阪道（天理～松原・長原）、近畿道（吹田～松原）、阪和道（長原～岸和田和泉）

## 《参考》均一料金制度にかかる道路審議会答申（抜粋）

### 『高速自動車国道の料金制度についての答申（昭和47年3月24日）』

#### 第3章 料金制度

##### 2. 料率制度および料率構成

##### (1) 料率制度

…また、高速自動車国道の料金体系は対距離制によることとするが、たとえば、大都市周辺における場合のように、構造上の制約によって対距離制による料金の徴収がとくにむずかしい区間については、例外的に均一制をとることのやむを得ない場合も生ずるであろう。

### 『高速自動車国道の整備と採算性の確保についての中間答申（昭和56年7月24日）』

#### 4. 高速自動車国道の整備と採算性の確保に資する諸方策

##### (3) 料率制度

##### □. 画一料率制等

(a) …また、構造上の制約によって対距離制による料金の徴収が特にむずかしい区間については、例外的に均一制がとられることになっている。しかし、大都市周辺で交通量が多く、とりわけ域内交通量が多い区間及び延長が比較的短かく、しかも、その全線を通行する交通量が多い区間についても、交通処理の円滑化による利用者へのサービス向上、環境保全対策の推進、料金徴収業務の省力化等が期待される場合には、均一制が採用されてよいように思われる。

## 〈参考〉関係法令

### 道路整備特別措置法（抜粋）

第二条の四 日本道路公団は...高速自動車国道について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。...

### 高速自動車国道等の料金及び料金の徴収期間等に関する省令（抜粋）

第一条 日本道路公団...は、道路整備特別措置法第二条の四...の規定による料金及び料金の徴収期間の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。...

二 対距離制にあっては一キロメートルあたりの料金の額及び適用方法、均一制にあっては均一料金の額

均一制料金の設定にあたっては「一台あたりの平均利用距離に対距離制の料金水準を乗じて算出」とある。これは、例えば通常1キロあたり24.6円の料金水準の区間のうち、利用者の平均利用距離が10キロである場合、その区間内で何キロ走行しても24.6円の通行料金となる、という理解でよいか。違う場合は、どういふことなのかを具体的に教えていただきたい。

基本的な考え方についてはご指摘のとおりである。ただし、均一料金制の下でも料金計算上ターミナルチャージと消費税が含まれるため、以下のとおりの計算方法となる。また、東京圏及び大阪圏における均一料金区間が、いわゆる「大都市近郊区間」に該当する場合、24.6円/km(普通車の場合)の水準が2割増しとなる。

#### 【計算式例】（普通車の場合）

（平均利用距離が10kmとした場合）

$$(24.6 \text{ 円/km} \times 10 \text{ km} + 150 \text{ 円 (TC)}) \times 1.05 = 415 \text{ 円}$$

400 円

普通車は100円未満切捨てで100円単位、普通車以外は100円以下を24捨25入で50円単位。

具体の料金額の設定に当たっては、上記の算出額を基準として料金改定時の改定幅等を考慮して改定額を決定しているため、算定額と現行料金

額に格差が生じている。

またこのような「均一制料金」が設定される場合の決定は、誰がどのような手続きを経て行うのか、意思決定をしたり関与する部署や機関の具体名を特定してお答えいただきたい。

均一料金の設定に当たっても、通常の料金認可申請手続と同様、道路整備特別措置法の規定に従い、ＪＨが料金認可を国土交通大臣に対して申請し、同大臣の認可を経て決定される。ＪＨの担当課は料金企画課。

普通区間の料金水準以外のルールで設定されている「特別な料金」とはどのようなことか。厳密な定義を教えてください。またこのように「特別な料金」が設定される場合の決定は、誰がどのような手続きを経て行うのか、意思決定をしたり関与する部署や機関の具体名を特定してお答えいただきたい。

特別な料金とは、普通区間の料金水準と異なる水準を適用している区間の料金であり、具体的には「大都市近郊区間」、「関門特別区間」、「恵那山特別区間」、「関越特別区間」において設定されている料金である。

この特別料金の設定趣旨については、道路審議会において答申がなされている。答申された内容を具体的な料金に設定する際には、道路整備特別措置法の規定に従い、ＪＨが料金認可を国土交通大臣に対して申請し、同大臣の認可を経て決定される。ＪＨの担当課は料金企画課。

#### < 参考 >

高速自動車国道の料金制度についての答申（昭和 47 年 3 月 24 日）（抜粋）

長大トンネル、海峡連絡橋、大都市近郊等のように建設費等が著しく高く、その利用による受益がきわめて大きい区間については、利用者の負担の公平から見て、他区間より割高の料金を設定することが適当である。

副添1】東京～名古屋間の高速料金

東京-名古屋間(325.5km)の通行料金	料金水準	料金水準 単純計算ベース(A)	長距離通減ベース(B)							実際の料金(C)		
			適用する長距離通減率		長距離通減適用後料金	ターミナルチャージ	通行料金			通行料金	C/A	
			100kmを超えて200km以下の場合	200km超の場合			税抜き	税込み	(24捨25入) B/A			
通行料金	0.7+25/走行距離	0.7+35/走行距離										
軽自動車等	19.68	6,900	該当せず	0.807526882	5,284	150	5,434	5,706	5,700	83%	5,700	83%
普通車	24.6	8,550	該当せず	0.807526882	6,605	150	6,755	7,093	7,100	83%	7,100	83%
中型車	29.52	10,250	該当せず	0.807526882	7,926	150	8,076	8,480	8,500	83%	8,500	83%
大型車	40.59	14,050	該当せず	0.807526882	10,899	150	11,049	11,601	11,600	83%	11,600	83%
特大車	67.65	23,300	該当せず	0.807526882	18,164	150	18,314	19,230	19,250	83%	19,250	83%

料金計算の考え方

$$\{ \text{長距離通減率} \times (\text{利用距離} \times 1\text{kmあたりの料金}) + 150\text{円} \} \times 1.05$$

特別区間等料金水準の異なる部分があるため、長距離通減率を算出したうえで、走行距離の全体料金に長距離通減率を乗じて計算している。  
(部分的に適用した場合、同じ区間でも往路、復路で異なる料金となってしまう)

長距離通減率の求め方

$$\text{長距離通減率} = (1 - r) \text{ 走行距離 (L)}$$

走行距離100km以下の場合(長距離通減適用無し)

$$(1 - r) = 1$$

走行距離100kmを超えて200km以下の場合

$$(1 - r) = 1 - \{0.25 \times (L - 100)\} / L$$

$$= 0.75 + 25 / L$$

走行距離200kmを超える場合

$$(1 - r) = 1 - \{0.3 \times (L - 200) + 0.25 \times (200 - 100)\} / L$$

$$= 0.7 + 35 / L$$

東京～名古屋間の料金計算(普通車)

普通区間 290.5km(厚木～名古屋間)

特別区間 35.0km(東京～厚木間)

長距離低減率 =  $0.7 + 35 / 325.5 = 0.807526\dots$

$$\{ 0.8075\dots \times (24.6\text{円} \times 290.5\text{km} + 29.52\text{円} \times 35.0\text{km}) + 150\text{円} \} \times 1.05 = 7,093\text{円}$$

端数処理後 7,100円

副添2：特別な料金」が設定されている区間】

区間	車種	1車あたりの 料金水準	の料金水準 ベースで算出 される通行料金	実際の 通行料金	料金の 乖離率 ( / )	特別な料金」となる積算根拠	
						km当りの 単価	積算根拠
関越道 (水上IC～湯沢IC)	軽自動車等	19.68	700	1,000	143%	31.488	関越特別区間
	普通車	24.6	850	1,250	147%	39.36	
	中型車	29.52	950	1,450	153%	47.232	
	大型車	40.59	1,250	1,950	156%	64.944	
	特大車	67.65	2,000	3,100	155%	108.24	
26.0 km							
中央道 (園原IC～中津川IC)	軽自動車等	19.68	600	900	150%	31.488	恵那山特別区間
	普通車	24.6	750	1,050	140%	39.36	
	中型車	29.52	850	1,250	147%	47.232	
	大型車	40.59	1,100	1,650	150%	64.944	
	特大車	67.65	1,700	2,650	156%	108.24	
22.0 km							
関門道 (下関IC～門司港IC)	軽自動車等	19.68	250	300	120%	51.2	関門特別区間
	普通車	24.6	250	350	140%	64.0	
	中型車	29.52	300	350	117%	76.8	
	大型車	40.59	350	600	171%	105.6	
	特大車	67.65	450	950	211%	176.0	
4.3 km							
東北道 (川口IC～加須IC)	軽自動車等	19.68	850	1,000	118%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	1,000	1,200	120%	29.52	
	中型車	29.52	1,200	1,400	117%	35.424	
	大型車	40.59	1,600	1,850	116%	48.708	
	特大車	67.65	2,550	3,000	118%	81.18	
33.4 km							
常磐道 (三郷IC～谷田部IC)	軽自動車等	19.68	800	900	113%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	950	1,100	116%	29.52	
	中型車	29.52	1,100	1,300	118%	35.424	
	大型車	40.59	1,450	1,700	117%	48.708	
	特大車	67.65	2,300	2,750	120%	81.18	
30.3 km							
関越道 (練馬IC～東松山IC)	軽自動車等	19.68	950	1,150	121%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	1,200	1,400	117%	29.52	
	中型車	29.52	1,400	1,600	114%	35.424	
	大型車	40.59	1,850	2,150	116%	48.708	
	特大車	67.65	2,950	3,500	119%	81.18	
39.4 km							
東名高速 (東京IC～厚木IC)	軽自動車等	19.68	900	1,050	117%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	1,050	1,250	119%	29.52	
	中型車	29.52	1,250	1,450	116%	35.424	
	大型車	40.59	1,650	1,950	118%	48.708	
	特大車	67.65	2,650	3,150	119%	81.18	
35.0 km							
東関東道 (湾岸市川IC～成田IC)	軽自動車等	19.68	1,100	1,250	114%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	1,300	1,550	119%	29.52	
	中型車	29.52	1,550	1,850	119%	35.424	
	大型車	40.59	2,050	2,450	120%	48.708	
	特大車	67.65	3,350	4,000	119%	81.18	
44.9 km							
新空港道 (成田IC～新空港IC)	軽自動車等	19.68	250	250	100%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	250	300	120%	29.52	
	中型車	29.52	300	300	100%	35.424	
	大型車	40.59	300	350	117%	48.708	
	特大車	67.65	450	500	111%	81.18	
3.9 km							
名神高速 (大津IC～西宮IC)	軽自動車等	19.68	1,450	1,700	117%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	1,750	2,050	117%	29.52	
	中型車	29.52	2,050	2,450	120%	35.424	
	大型車	40.59	2,800	3,300	118%	48.708	
	特大車	67.65	4,550	5,400	119%	81.18	
61.7 km							
中国道 (中国吹田IC～西宮北IC)	軽自動車等	19.68	750	900	120%	23.616	大都市近郊区間
	普通車	24.6	950	1,100	116%	29.52	
	中型車	29.52	1,100	1,250	114%	35.424	
	大型車	40.59	1,450	1,700	117%	48.708	
	特大車	67.65	2,250	2,700	120%	81.18	
29.8 km							

(参考)均一料金制を採用している路線別・車種別料金算定式一覧表

道路名	区間	延長	平均 トリップ長	車種	計算料金額		現行料金額	差額
					料金額	算定式		
札幌道・道央道	札幌南～札幌西 S60.10.25～ (札幌南～札幌)	21.9km	11.6km	軽自動車等	400円	$(11.6 \times 19.68 + 150) \times 1.05$	300円	100円
				普通車	400円	$(11.6 \times 24.6 + 150) \times 1.05$	400円	0円
				中型車	500円	$(11.6 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	400円	100円
				大型車	650円	$(11.6 \times 40.59 + 150) \times 1.05$	550円	100円
				特大車	1,000円	$(11.6 \times 67.65 + 150) \times 1.05$	950円	50円
中央道	高井戸～八王子 <大都市近郊> S54.8.1～	25.8km	17.9km	軽自動車等	600円	$(17.9 \times 23.616 + 150) \times 1.05$	500円	100円
				普通車	700円	$(17.9 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	600円	100円
				中型車	800円	$(17.9 \times 35.424 + 150) \times 1.05$	700円	100円
				大型車	1,050円	$(17.9 \times 48.708 + 150) \times 1.05$	1,000円	50円
				特大車	1,700円	$(17.9 \times 81.18 + 150) \times 1.05$	1,650円	50円
東京外環道	大泉～三郷 <大都市近郊> H4.11.27～ (美女木JCT～三郷)	29.6km	13.7km	軽自動車等	500円	$(13.7 \times 23.616 + 150) \times 1.05$	400円	100円
				普通車	500円	$(13.7 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	500円	0円
				中型車	650円	$(13.7 \times 35.424 + 150) \times 1.05$	600円	50円
				大型車	850円	$(13.7 \times 48.708 + 150) \times 1.05$	850円	0円
				特大車	1,350円	$(13.7 \times 81.18 + 150) \times 1.05$	1,250円	100円
東名阪道	高針JCT～名古屋西 S63.3.23～ (清洲東～名古屋西)	31.0km	15.8km	軽自動車等	500円	$(15.8 \times 19.68 + 150) \times 1.05$	400円	100円
				普通車	500円	$(15.8 \times 24.6 + 150) \times 1.05$	500円	0円
				中型車	650円	$(15.8 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	600円	50円
				大型車	850円	$(15.8 \times 40.59 + 150) \times 1.05$	800円	50円
				特大車	1,300円	$(15.8 \times 67.65 + 150) \times 1.05$	1,200円	100円
西名阪道	天理～香芝 S56.7.1～	14.6km	11.9km	軽自動車等	400円	$(11.9 \times 19.68 + 150) \times 1.05$	300円	100円
				普通車	400円	$(11.9 \times 24.6 + 150) \times 1.05$	400円	0円
				中型車	550円	$(11.9 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	400円	150円
				大型車	650円	$(11.9 \times 40.59 + 150) \times 1.05$	550円	100円
				特大車	1,000円	$(11.9 \times 67.65 + 150) \times 1.05$	900円	100円
西名阪道	香芝～松原・長原 S56.7.1～	13.5km	10.4km	軽自動車等	350円	$(10.4 \times 19.68 + 150) \times 1.05$	300円	50円
				普通車	400円	$(10.4 \times 24.6 + 150) \times 1.05$	400円	0円
				中型車	500円	$(10.4 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	400円	100円
				大型車	600円	$(10.4 \times 40.59 + 150) \times 1.05$	550円	50円
				特大車	900円	$(10.4 \times 67.65 + 150) \times 1.05$	900円	0円
近畿道	吹田～松原 <大都市近郊> S45.3.1～ (吹田～門真)	28.4km	11.9km	軽自動車等	450円	$(11.9 \times 23.616 + 150) \times 1.05$	400円	50円
				普通車	500円	$(11.9 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	500円	0円
				中型車	600円	$(11.9 \times 35.424 + 150) \times 1.05$	500円	100円
				大型車	750円	$(11.9 \times 48.708 + 150) \times 1.05$	750円	0円
				特大車	1,150円	$(11.9 \times 81.18 + 150) \times 1.05$	1,150円	0円
阪和道	長原～岸和田和泉 <大都市近郊> H1.3.29～ (松原～美原北)	24.4km	12.6km	軽自動車等	450円	$(12.6 \times 23.616 + 150) \times 1.05$	400円	50円
				普通車	500円	$(12.6 \times 29.52 + 150) \times 1.05$	500円	0円
				中型車	650円	$(12.6 \times 35.424 + 150) \times 1.05$	500円	150円
				大型車	800円	$(12.6 \times 48.708 + 150) \times 1.05$	750円	50円
				特大車	1,250円	$(12.6 \times 81.18 + 150) \times 1.05$	1,150円	100円